

【別添】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

・ ソルビン酸カルシウム	1
・ 2-エチルピラジン	2
・ 2-メチルピラジン	3
・ 2-ペンタノール	4
・ 2-メチルブチルアルデヒド	5
・ 亜塩素酸水	6
・ ステアロイル乳酸ナトリウム	7
・ 2,3-ジメチルピラジン	8
・ 2,5-ジメチルピラジン	9
・ 2,6-ジメチルピラジン	10
・ L-グルタミン酸アンモニウム	11
・ バレルアルデヒド	12
・ イソバレルアルデヒド	13
・ 次亜塩素酸水	14

2 農薬

・ クロフェンセツト	15
・ フルフェンピルエチル	16
・ クロラントラニリプロール	17
・ ピリプロキシフェン	20
・ プレチラクロール	21
・ フルアクリピリム	22
・ ペンシクロン	23
・ イミシアホス	24
・ フェリムゾン	25
・ ピラスルホトール	26
・ EPN	27

・ フェノキサニル	28
・ フェントラザミド	29
・ ヨウ化メチル	30
・ ジクロスラム	31
・ ヘキサジノン	32
・ ジクロシメット	33
・ メフェンピルジエチル	34
・ クロロエトキシホス	35
・ プロヒドロジャスモン	36
・ プロファム	37
・ スピネトラム	38
・ トリブホス	39
・ ルフェヌロン	40
・ ノバルロン	41
・ メタアルデヒド	42
・ ブタミホス	43
・ テフリルトリオン	44
・ メタラキシル及びメフェノキサム	45
・ シメコナゾール	46
・ トリフルスルフロンメチル	47
・ ピラクロストロビン	48
・ ポスカリド	49
・ プリミスルフロンメチル	50
・ メソトリオン	51
・ レピメクチン	52
・ プレチラクロール (清涼飲料水)	53
・ ペンシクロン (清涼飲料水)	54
・ EPN (清涼飲料水)	55
・ ブタミホス (清涼飲料水)	56
・ メタラキシル (清涼飲料水)	57

・ インドキサカルブ	58
・ チアメトキサム	59
・ フェンアミドン	65
・ ベンフレセート	68
・ メタミドホス	70
・ ジクロルミド	71
・ ハロスルフロンメチル	72
・ ブプロフェジン	78
・ カズサホス	79
・ フェンブコナゾール	81
・ フロニカミド	84
・ フルセトスルフロ	88
・ マンジプロパミド	89
・ オキサリニック酸	92
・ 1-フタレン酢酸	96
・ トリフロキシストロビン	102
・ オキサジクロメホン	103
・ ゴキサミド	104
・ チアゾピル	105
・ メタフルミゾン	106
・ アセタミプリド	107
・ トリルフルアニド	108
・ プロボキシカルバゾン	109
・ アセキノシル	110
・ ピリブチカルブ	111
・ オキサジアゾン	112
・ カルボキシ	113
・ ハロスルフロンメチル (清涼飲料水)	114
・ ブプロフェジン (清涼飲料水)	115
・ ピリブチカルブ (清涼飲料水)	116
・ テブフェノジド	117
・ シロマジン	118
・ イミベンコナゾール	125

・ ピラフルフェンエチル	126
・ フルトラニル	131
・ インダノファン	134
・ フルベンジアミド	136
・ エトキサゾール	138
・ カフェンストロール	142
・ イソプロチオラン	144
・ エチプロール	147
・ クロチアニジン	153
・ メフェナセット	159
・ ベンゾビシクロ	161
・ ジメトモルフ	162
・ ベンチアバリカルブイソプロピル	166
・ オリサストロビン	168
・ ダイムロン (清涼飲料水)	169
・ カルプロパミド (清涼飲料水)	170
・ フルトラニル (清涼飲料水)	171
・ エスプロカルブ (清涼飲料水)	172
・ カフェンストロール (清涼飲料水)	173
・ メフェナセット (清涼飲料水)	174
・ イミダクロプリド	175
・ アミトラズ	176
・ フルリドン	183
・ アメトリン	184
・ ピリプロキシフェン (清涼飲料水)	188
・ クロルピリホス	189
・ クロルピリホス (清涼飲料水)	190
・ アゾキシストロビン (清涼飲料水)	191

3 動物用医薬品

・ オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤 (ガストロガード)	192
・ オメプラゾール	193

・ イミドカルブ	194
・ セフキノム	195
・ 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤 （コバクタン／セファガード）	196
・ 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン	197
・ 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）	198
・ 鶏伝染性気管支炎（AK01株）生ワクチン	199
・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）	200
・ 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウ ム	201
・ 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウ ムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）	202
・ 豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン	203
・ 豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン （パルボテック）	204
・ タウリン（対象外物質）	205
・ ラフォキサニド	206
・ エプリノメクチン	207
・ エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫 駆除剤（エプリネックストピカル）	209
・ オキシベンダゾール	210
・ ベンゾカイン	211
・ フルニキシシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤 （フォーベット50注射液）	213
・ 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）	214
・ バルネムリン	215
・ リファキシミン	217
・ オキシソリニック酸	218
・ ミロサマイシン	222
・ ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤 （マイプラビン注100）	224
・ チアンフェニコール	225
・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤	

（ネオマイズン注射液及びバジット注射液）	226
・ シロマジシ	227
・ セフォペラゾン	234
・ グリチルリチン酸モノアンモニウム	235
・ グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤 （マストリチン）	237
・ コリスチン	238
・ イソプロチオラン	239
・ プロチゾラム	242
・ フロルフェニコール	243
・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤 （ニューフローール）	244
・ エチプロストントロメタミン	245
・ アミトラズ	246
・ マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤 （マルボシル2%、同10%）	253
・ カナマイシン	254
・ パロモマイシン	255
・ ベンジルペニシリン	256
・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）	257
・ エトキサゾール	258
・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、 鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリ ル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同 5%注射液、同10%注射液）	262
・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤 （オキサリジン液）	263
・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシ ン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可溶散25%）	264
4 化学物質・汚染物質	
・ ベンゼン（清涼飲料水）	265
・ 1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）	266

・ 臭素酸 (清涼飲料水)	267
・ トリクロロエチレン (清涼飲料水)	268
・ ジクロロメタン (清涼飲料水)	269
・ テトラクロロエチレン (清涼飲料水)	270
・ トルエン (清涼飲料水)	271
・ 銅 (清涼飲料水)	272
・ ホルムアルデヒド (清涼飲料水)	273
・ メチルセブチルエーテル (清涼飲料水)	274
・ 1, 1, 1-トリクロロエタン (清涼飲料水)	275
・ 1, 1, 2-トリクロロエタン (清涼飲料水)	276
・ 亜塩素酸 (清涼飲料水)	277
・ 二酸化塩素 (清涼飲料水)	278
・ カドミウム (清涼飲料水)	279
・ 四塩化炭素 (清涼飲料水)	280
・ 1, 4-ジオキサン (清涼飲料水)	281
・ 1, 1-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	282
・ シス-1, 2-ジクロロエチレン、トランス-1, 2-ジクロロエチレン (清涼飲料水)	283
・ 塩素酸 (清涼飲料水)	284
・ ジクロロアセトニトリル (清涼飲料水)	285
・ 抱水クロラール (清涼飲料水)	286
・ 塩素 (残留塩素) (清涼飲料水)	287

【生物系評価グループ】

1 かび毒・自然毒等

- ・ 食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について..... 288

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

＜遺伝子組換え食品＞

- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系

統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種

既に安全性評価を経た旨の公表を行った次の2品種は除く

- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種

- ・ トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とを掛け合わせた品種..... 290

- ・ HIS-No. 1株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩..... 291
- ・ ILE-No. 1株を利用して生産されたL-イソロイシン..... 292
- ・ 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5..... 293

＜遺伝子組換え飼料＞

- ・ 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5..... 294

2 新開発食品

- ・ ガイオ タガトース..... 295
- ・ オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン..... 296
- ・ ヒアルモイスチャーS..... 297

3 肥料・飼料等

- ・ タウリン (対象外物質)..... 298
- ・ タウリン (厚生労働省)..... 299
- ・ タウリン (農林水産省)..... 300
- ・ コリスチン..... 301

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ソルビン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	保存料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（保存料）
評価結果の概要	<p>ソルビン酸及びその塩類（ソルビン酸カリウム、ソルビン酸カルシウム）のグループとして一日摂取許容量（ADI）を、ソルビン酸として25mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、ソルビン酸類に由来する副生成物、ソルビン酸類と他の食品添加物等との相互作用に関連して、発がん性、生殖発生毒性及び遺伝毒性に関する試験成績が報告されている。ソルビン酸と亜硝酸塩の反応生成物は通常の使用状況下とは異なる極めて限られた条件下で生成することに留意する必要があるとされており、SCF*においてはソルビン酸類と亜硝酸塩の共存下における遺伝毒性物質の生成に関する試験結果の一部が相互矛盾のため信頼できず、また、通常条件下ではヒトの健康に対するハザードがないとしており、本調査会としては妥当と判断した。</p> <p>*SCF：欧州連合食品科学委員会 （平成20年11月20日府食第1264号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年11月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-エチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-エチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成20年11月27日府食第1293号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年5月22日付け厚生労働省発食安第0522007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 。（平成20年11月27日府食第1294号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年10月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-ペンタノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-ペンタノールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成21年1月22日府食第83号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年4月28日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2-メチルブチルアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月14日付け厚生労働省発食安第1014002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2-メチルブチルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成21年1月22日府食第84号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年12月22日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成21年3月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	製造用剤（殺菌剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年8月14日付け厚生労働省発食安第0814001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（殺菌剤）
評価結果の概要	<p>亜塩素酸水の一摂取許容量（ADI）を亜塩素酸イオンとして0.029mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「付帯事項」抄></p> <p>亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が混入する可能性があることから、厚生労働省は、以下の事項について確実に履行すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること。 <p>なお、既に使用の認められている次亜塩素酸ナトリウム等、臭素酸の混入する可能性のある食品添加物についても、混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すべきと考える。</p> <p>（平成20年6月19日府食第677号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、臭素酸の混入の実態について調査しているところであり、併せて、基準設定に必要な資料を収集中
施策の概要等	<p>「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性のあることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討するよう求められており、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ステアロイル乳酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月6日付け厚生労働省発食安第0206001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（乳化剤）
評価結果の概要	<p>ステアロイル乳酸ナトリウムの一摂取許容量（ADI）を20mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>なお、乳幼児におけるステアロイル乳酸ナトリウムの摂取に由来するD-乳酸の摂取については、以下の理由から安全性に特段の問題はないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステアロイル乳酸ナトリウムには、海外における長年の食経験があり、乳幼児食品への使用制限はとられていない。 ・わが国におけるステアロイル乳酸ナトリウムの推定摂取量（3.9mg/人/日）に規格案上40%まで含まれる乳酸がすべてD体であると仮定して、乳幼児でのD-乳酸摂取量を見積もった。推定摂取量を体重50kgで除した値から、影響がみられた乳幼児（体重を5kgと仮定）でのD-乳酸摂取量は約0.16mg/日と算出された。この値は、乳幼児で影響がみられたときのD-乳酸摂取量（約0.4～0.5g/日）より十分少ないと推定される。 <p>（平成20年7月10日府食第766号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,3-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,3-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第837号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 2,3-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。(平成20年7月31日府食第837号)
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,5-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,5-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第838号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 2,5-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。（平成20年7月31日府食第838号）
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	2,6-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月7日付け厚生労働省発食安第0207003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	2,6-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年7月31日府食第839号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 2,6-ジメチルピラジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。(平成20年7月31日府食第839号)
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	L-グルタミン酸アンモニウム
評価品目の分類	添加物
用途	調味料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年5月22日付け厚生労働省発食安第0522006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（調味料）
評価結果の概要	L-グルタミン酸アンモニウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要はない。 (平成20年3月13日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年4月11日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バレラルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	バレラルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成20年3月27日府食第324号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 バレラルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 （平成20年3月27日府食第324号）
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 19下)

(継続)

【添加物】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソバレルアルデヒド
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319024号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	イソバレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成20年3月27日府食第325号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月4日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを告示、同日より適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】 イソバレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。（平成20年3月27日府食第325号）
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所及び地方厚生局に対して通知し、指導を要請。
その他特記事項	—

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	次亜塩素酸水
評価品目の分類	添加物
用途	殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年1月31日付け厚生労働省発食安第0131002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の成分規格改正（殺菌料）
評価結果の概要	今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用后、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる。 (平成19年1月25日府食第94号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年3月20日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成20年1月18日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	「亜塩素酸水」の食品健康影響評価の結果の付帯事項として、亜塩素酸水への臭素酸の混入の可能性のあることから、その実態について調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討するよう求められており、これらの調査結果及び検討結果について、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することが求められている。このことは、類似物質である「次亜塩素酸水」についても同様のことが求められているため、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示については、臭素酸についての検討及び食品安全委員会への報告を行った後に公布予定である。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 次亜塩素酸水については、評価依頼をした時点の成分規格案から、含量の規定について変更した場合においても、食品健康影響評価の結果に影響を与えることがない旨、意見照会により内閣府食品安全委員会事務局長宛に確認済。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	—

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロフェンセット
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605006号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロフェンセットの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日（クロフェンセットカリウム塩として）と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成20年10月2日府食第1041号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルフェンピルエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルフェンピルエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.39mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月2日府食第1042号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロラントラニプロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	クロラントラニプロールの一日摂取許容量（ADI）を0.26mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1080号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年6月26日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年9月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>14.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>8.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	8.2	幼小児（1～6歳）	14.3	妊婦	6.8	高齢者（65歳以上）	8.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	8.2										
幼小児（1～6歳）	14.3										
妊婦	6.8										
高齢者（65歳以上）	8.9										
施策の実効性確保措置	平成21年9月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

クロラントラニプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	0.05	
大豆	0.2	
ばれいしよ	0.01	
クレソン	13	
はくさい	4.0	
キャベツ	4.0	
芽キャベツ	4.0	
ケール	11	
こまつな	11	
きょうな	11	
チンゲンサイ	11	
カリフラワー	4.0	
ブロッコリー	4.0	
その他のあぶらな科野菜 ³	11	
エンダイブ	13	
しゅんぎく	13	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	13	
その他のきく科野菜 ⁴	13	
ねぎ(リーキを含む。)	2	
パセリ	13	
セロリ	13	
その他のせり科野菜 ⁵	13	
トマト	0.7	
ピーマン	0.7	
なす	0.7	
その他のなす科野菜 ⁶	0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.25	
しろうり	0.25	
すいか(果皮を含む。)	0.25	
メロン類果実(果皮を含む。)	0.25	
まくわうり	0.25	
その他のうり科野菜 ⁷	0.25	
ほうれんそう	13	
えだまめ	1	
その他の野菜 ⁸	13	
りんご	1	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.3	
びわ	0.3	
もも(果皮を含む。)	1.0	
ネクタリン	1.0	
あんず(アプリコットを含む。)	1.0	
すもも(プルーンを含む。)	1.0	
おうとう(チェリーを含む。)	1	

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
いちご	0.7	
ぶどう	1.2	
綿実	0.3	
茶	50	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ⁹ の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
魚介類	0.05	

1. 表中にない食品については、一律基準 (0.01ppm)が適用される。
3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
7. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
8. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1081号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったことから、再度、食品健康影響評価を依頼
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルアクリピリム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルアクリピリムの一摂取許容量（ADI）を0.059mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1101号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミシアホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺線虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミシアホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月13日府食第1234号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年8月11日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェリムゾン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェリムゾンの一摂取許容量（ADI）を0.019mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年11月13日府食第1235号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラスルホトール
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラスルホトールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月20日府食第1265号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年8月11日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェノキサニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェノキサニルの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1291号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェントラザミド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月5日付け厚生労働省発食安第0205004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フェントラザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月4日府食第1314号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヨウ化メチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（くん蒸剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年5月23日付け厚生労働省発食安第0523003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ヨウ化メチルの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月4日府食第1315号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年6月26日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年9月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.6	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）	0.5
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）	0.5										
施策の実効性確保措置	平成21年9月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

ヨウ化メチル（くん蒸剤）

食品名	残留基準値 ¹ （改正後） ppm	現行基準 （改正前） ppm
トマト	0.05	
メロン類果実	0.05	
くり	0.5	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロスラム
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロスラムの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1336号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヘキサジノン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305023号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ヘキサジノンの一摂取許容量（ADI）を0.049mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月11日府食第1337号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロシメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロシメットの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月18日府食第1366号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェンピルジエチル
評価品目の分類	農薬
用途	薬害軽減剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メフェンピルジエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1367号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロエトキシホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>クロロエトキシホスの一日摂取許容量（ADI）を0.00063mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成21年1月8日府食第12号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロヒドロジャスモン
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロヒドロジャスモンの一摂取許容量（ADI）を0.14mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月8日府食第13号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロファム
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤及び植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラット以外の実験動物で実施された適切な試験が報告されていないこと、発生毒性に関して適切に評価できる試験が実施されていないこと等により、一日摂取許容量（ADI）を設定するための試験成績が不十分であったことから、プロファムのADIを設定しない。 (平成21年1月8日府食第14号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	スピネトラム
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第030313号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	スピネトラムの一摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月15日府食第44号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年8月4日 農薬取締法に基づく登録の申請があった旨、農林水産省より連絡があったことから、再度、食品健康影響評価を依頼
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリブホス
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリブホスの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年1月15日府食第45号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ルフェヌロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年7月25日付け厚生労働省発食安第0725001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ルフェヌロンの一日内摂取許容量（ADI）を0.014mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年1月22日府食第85号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量（ADI）を0.011mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第132号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタアルデヒド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタアルデヒドの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月5日府食第133号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325012号、平成20年4月1日付け厚生労働省発食安第0401004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テフリルトリオン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	テフリルトリオンの一日摂取許容量（ADI）を0.0008mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年2月19日府食第169号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル及びメフェノキサム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシル及びメフェノキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シメコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年10月7日付け厚生労働省発食安第1007003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	シメコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0085mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月12日府食第241号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフルスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月19日府食第263号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラクロストロビン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピラクロストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第264号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ボスカリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年12月9日付け厚生労働省発食安第1209003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量（ADI）を0.044mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月19日府食第265号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プリミスルフロンメチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>プリミスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成21年3月26日府食第280号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メソトリオン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年4月9日付け厚生労働省発食安第0409002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メソトリオンの一摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第281号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	レピメクチン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	レピメクチンの一摂取許容量（ADI）を0.02mg/kg体重/日と設定する。 （平成21年3月26日府食第282号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プレチラクロール（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プレチラクロールの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年10月9日府食第1082号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシルの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インドキサカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718034号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	インドキサカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月3日府食第356号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアメトキサム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	チアメトキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月3日府食第357号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月27日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>48.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>31.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI / ADI(%)	国民平均	28.5	幼小児（1～6歳）	48.8	妊婦	22.2	高齢者（65歳以上）	31.2
	EDI / ADI(%)										
国民平均	28.5										
幼小児（1～6歳）	48.8										
妊婦	22.2										
高齢者（65歳以上）	31.2										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

チアメキサム(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	0.1
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.3	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁴	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	● 0.05	0.5
えんどう	● 0.02	0.5
そら豆	● 0.02	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類 ⁵	● 0.02	0.5
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.3	0.5
かんしよ	● 0.03	0.5
やまいも(長いもをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	● 0.1	0.5
その他のいも類 ⁶	●	0.5
てんさい	● 0.02	0.1
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.2	0.02
だいこん類の葉	○ 3	2
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 3	2
はくさい	○ 2	1
キャベツ	○ 2	1
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 3	2
こまつな	○ 5	2
きょうな	○ 3	2
チンゲンサイ	○ 5	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁷	○ 5	2
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	● 0.45	2
チコリ	○ 3	2
エンダイブ	○ 3	2
しゅんぎく	○ 3	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	2
その他のきく科野菜 ⁸	○ 3	2

チアメキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんにく	●	0.02
にら	○ 2	2
アスパラガス	● 0.02	2
わけぎ	○ 10	2
その他のゆり科野菜 ⁹	●	2
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 3	2
セロリ	● 0.7	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹⁰	○ 3	2
トマト	○ 2	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 2	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.2	0.5
しろうり	● 0.2	0.5
すいか	● 0.2	0.5
メロン類果実	● 0.3	0.5
まくわうり	● 0.2	0.5
その他のうり科野菜 ¹²	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	2
たけのこ	●	0.02
オクラ	● 0.7	1
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	● 0.02	0.5
未成熟いんげん	● 0.3	0.5
えだまめ	● 0.3	0.5
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹³	●	0.02
その他の野菜 ¹⁴	○ 3	2
みかん	● 0.3	0.5
なつみかんの果実全体	○ 1	0.5
レモン	○ 1	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	0.5
グレープフルーツ	○ 1	0.5
ライム	○ 1	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 1	0.5
りんご	● 0.3	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	● 0.2	1
びわ	● 0.2	0.5

チアマトキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	● 0.5	1
あんず(アプリコットを含む。)	● 3	5
すもも(プルーンを含む。)	● 0.5	5
うめ	● 3	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	● 2	5
ラズベリー	● 0.35	5
ブラックベリー	● 0.35	5
ブルーベリー	● 0.2	5
クランベリー	● 0.02	5
ハックルベリー	● 0.2	5
その他のベリー類果実 ¹⁶	● 0.35	5
ぶどう	● 2	5
かき	○ 1	1
バナナ	● 0.7	1
キウイ	●	0.5
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	● 0.2	1
マンゴー	● 0.2	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	5
その他の果実 ¹⁷	● 2	5
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	○ 0.1	0.05
なたね	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁸	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	●	0.02
茶	● 15	20
コーヒー豆	○ 0.05	0.04
カカオ豆	●	0.02
ホップ	○ 0.1	0.06
その他のスパイス ²⁰	○ 5	5
その他のハーブ ²¹	○ 5	2
牛の筋肉	● 0.01	0.02
豚の筋肉	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	● 0.01	0.02
牛の脂肪	● 0.01	0.02
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02

チアムキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の肝臓	● 0.01	0.02
豚の肝臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.02
牛の腎臓	● 0.01	0.02
豚の腎臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.02
牛の食用部分	● 0.01	0.02
豚の食用部分	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

4. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

5. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

6. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

7. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
12. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
13. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
14. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
15. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
17. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
18. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
20. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
21. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンアミドン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625005号、平成19年11月27日付け厚生労働省発食安第1127003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	フェンアミドンの一日摂取許容量（ADI）を0.028mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月24日府食第450号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>40.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>21.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	25.6	幼小児（1～6歳）	40.5	妊婦	22.7	高齢者（65歳以上）	21.5
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	25.6										
幼小児（1～6歳）	40.5										
妊婦	22.7										
高齢者（65歳以上）	21.5										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

フェンアミドン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ばれいしよ	○ 0.02	0.02
さといも類	○ 0.02	0.02
かんしよ	○ 0.02	0.02
やまいも	○ 0.02	0.02
その他のいも類 ⁹	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 5.0	
芽キャベツ	○ 5.0	
カリフラワー	○ 5.0	
ブロッコリー	○ 5.0	
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 5.0	
レタス	○ 20	20
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ	○ 1.5	1.5
にんにく	○ 0.2	0.2
にら	●	1.5
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 1.5	1.5
にんじん	○ 0.15	
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1.0	
なす	○ 1.0	
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 3	
きゅうり	○ 0.3	0.3
かぼちや	○ 0.15	0.15
しろうり	○ 0.15	0.15
すいか	○ 0.15	0.15
メロン類果実	○ 0.15	0.15
まくわうり	○ 0.3	0.15
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.15	0.15
たけのこ	●	0.02
しょうが	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹⁷	○ 0.02	0.02
いちご	○ 0.02	
ぶどう	○ 3	3
かき	●	1
ひまわりの種子	○ 0.02	
綿実	○ 0.02	
その他のスパイス ²³	○ 0.02	0.02
その他のハーブ ²⁴	○ 5.0	1.5

フェンアミドン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
羊の筋肉	○ 0.1	0.1
山羊の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
羊の脂肪	○ 0.1	0.1
山羊の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.1	0.1
羊の肝臓	○ 0.1	0.1
山羊の肝臓	○ 0.1	0.1
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
羊の腎臓	○ 0.1	0.1
山羊の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.1	0.1
羊の食用部分	○ 0.1	0.1
山羊の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.02	0.02
トマトピューレー	○ 2.0	2.0
トマトペースト	○ 2.2	2.2

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

14.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びびなす以外のものをいう。

15.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

17.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンフレセート										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年10月12日付け厚生労働省発食安第1012004号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベンフレセートの一日摂取許容量（ADI）を0.026mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月24日府食第451号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申										
施策の概要等	平成21年6月4日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	1.1	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	0.9	高齢者（65歳以上）	1.1
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	1.1										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	0.9										
高齢者（65歳以上）	1.1										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

ベンフレセート(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
綿実	●	0.1
魚介類	○ 0.07	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、
一律基準(0.01ppm)が適用される。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタミドホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤・ダニ駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタミドホスの一日摂取許容量（ADI）を0.0006mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARFD）0.003mg/kg体重/日 （平成20年5月1日府食第475号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年9月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロルミド
評価品目の分類	農薬
用途	薬害軽減剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ジクロルミドの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第525号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月4日、食品規格に関する告示を公布 平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品中の残留基準を設定しない。
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請
その他特記事項	

(継続20上)

ジクロルミド(薬害軽減剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
とうもろこし	●	0.05

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハロスルフロンメチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305019号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第526号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.6	幼小児（1～6歳）	1.1	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）	0.6
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.1										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）	0.6										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

ハロスルフロンメチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁷	○ 0.05	0.05
大豆	●	0.02
小豆類	○ 0.05	0.05
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁸	○ 0.05	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類	●	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁹	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	● 0.05	0.1
だいこん類の根	●	0.02
だいこん類の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.02

ハロスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	● 0.2	0.8
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.02
トマト	○ 0.05	0.05
ピーマン	○ 0.05	0.05
なす	○ 0.05	0.05
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 0.05	0.05
きゅうり	○ 0.5	0.5
かぼちや	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	○ 0.05	0.05
未成熟いんげん	○ 0.05	0.05
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹⁶	●	0.02
その他の野菜 ¹⁷	○ 0.05	0.05
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.02

ハロスルフロンメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	●	0.02
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず	●	0.02
すもも	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイア	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ²⁰	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	○ 0.05	0.05
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ²¹	●	0.02
ぎんなん	●	0.05
くり	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類 ²²	○ 0.05	0.05

ハロスルフロメチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ²³	○ 0.05	0.05
その他のハーブ ²⁴	○ 0.05	0.05
牛の筋肉	○	0.01
豚の筋肉	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○	0.01
牛の脂肪	○	0.01
豚の脂肪	○	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○	0.01
牛の肝臓	● 0.1	0.2
豚の肝臓	● 0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.1	0.2
牛の腎臓	● 0.1	0.2
豚の腎臓	● 0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.1	0.2
牛の食用部分	● 0.1	0.2
豚の食用部分	● 0.1	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.1	0.2
乳	○	0.01
鶏の筋肉	○	0.01
その他の家きん ²⁶ の筋肉	○	0.01
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	○	0.01
その他の家きんの肝臓	○	0.01
鶏の腎臓	○	0.01
その他の家きんの腎臓	○	0.01
鶏の食用部分	○	0.01
その他の家きんの食用部分	○	0.01

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
8. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
9. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
13. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
16. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペニバン種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
25. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
26. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一日摂取許容量（ADI）を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年7月30日、平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カズサホス										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺線虫剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月3日付け厚生労働省発食安第0303010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	カズサホスの一日摂取許容量（ADI）を0.00025mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月3日府食第745号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>17.2</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI / ADI(%)	国民平均	15.6	幼小児（1～6歳）	32.0	妊婦	12.4	高齢者（65歳以上）	17.2
	EDI / ADI(%)										
国民平均	15.6										
幼小児（1～6歳）	32.0										
妊婦	12.4										
高齢者（65歳以上）	17.2										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 20上)

カズサホス(殺虫剤、殺線虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.01	0.01
ばれいしよ	○ 0.03	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.03	0.03
かんしよ	○ 0.02	0.02
さとうきび	○ 0.01	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類の葉	○ 0.05	0.05
キャベツ	○ 0.01	0.01
きょうな	○ 0.05	
ごぼう	○ 0.5	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.01	0.01
にんにく	○ 0.02	0.02
トマト	○ 0.01	0.01
ピーマン	○ 0.01	
なす	○ 0.02	0.02
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 0.01	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.05	0.05
すいか	○ 0.01	0.01
メロン類果実	○ 0.02	0.02
ほうれんそう	○ 0.1	0.1
しょうが	○ 0.1	0.1
えだまめ	○ 0.01	0.01
みかん	○ 0.01	0.01
なつみかんの果実全体	○ 0.01	0.01
レモン	○ 0.01	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.01	0.01
グレープフルーツ	○ 0.01	0.01
ライム	○ 0.01	0.01
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 0.01	0.01
いちご	○ 0.05	0.05
バナナ	○ 0.01	0.01
その他のハーブ ²¹	○ 0.5	0.5

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

11.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

21.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレスン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フェンブコナゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フェンブコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月3日府食第746号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>27.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>10.6</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	10.4	幼小児（1～6歳）	27.8	妊婦	9.7	高齢者（65歳以上）	10.6
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	10.4										
幼小児（1～6歳）	27.8										
妊婦	9.7										
高齢者（65歳以上）	10.6										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

フェンブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 0.2	0.2
ライ麦	○ 0.1	0.1
らつかせい	○ 0.1	0.1
てんさい	○ 0.5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	○ 0.2	0.2
みかん	○ 1.0	1.0
なつみかんの果実全体	○ 1.0	1.0
レモン	○ 1.0	1.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1.0	1.0
グレープフルーツ	○ 1.0	1.0
ライム	○ 1.0	1.0
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 1.0	1.0
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.7	0.7
西洋なし	○ 0.7	0.7
マルメロ	○ 0.1	0.1
びわ	○ 0.1	0.1
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 1.0	1.0
あんず(アプロットを含む。)	○ 0.5	0.5
すもも(プルーンを含む。)	○ 1.0	1.0
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
ブルーベリー	○ 0.3	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.5
ハックルベリー	○ 0.3	0.3
その他のベリー類果実 ¹⁶	○ 0.3	0.3
ぶどう	○ 3	3
バナナ	○ 0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05
なたね	○ 0.05	0.05
ペカン	○ 0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.05
茶	○ 10	10
その他のスパイス ²⁰	○ 1.0	1.0
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05

フェンブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05

15. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロニカミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フロニカミドの一日摂取許容量（ADI）を0.073mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月3日府食第747号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会より厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>32.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI / ADI(%)	国民平均	17.4	幼小児（1～6歳）	32.5	妊婦	15.1	高齢者（65歳以上）	19.0
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	17.4										
幼小児（1～6歳）	32.5										
妊婦	15.1										
高齢者（65歳以上）	19.0										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 20上)

フロニカミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしよ	○ 0.3	0.3
クレソン	● 4.0	4
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 1	
その他のあぶらな科野菜 ⁷	● 4.0	4
チコリ	● 4.0	4
エンダイブ	● 4.0	4
しゅんぎく	● 4.0	4
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	● 4.0	4
その他のきく科野菜 ⁸	● 4.0	4
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	
パセリ	● 4.0	4
セロリ	● 4.0	4
その他のせり科野菜 ¹⁰	● 4.0	4
トマト	○ 2	0.4
ピーマン	○ 0.4	0.4
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 0.4	0.4
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 1	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.4	0.4
すいか	○ 2	0.4
メロン類果実	○ 2	2
まくわうり	○ 0.4	0.4
その他のうり科野菜 ¹²	○ 0.4	0.4
ほうれんそう	● 9.0	9
その他の野菜 ¹⁴	● 4.0	4
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 0.2	0.2
びわ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	0.7
ネクタリン	○ 1	0.6
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	0.6
すもも(ブルーンを含む。)	○ 0.6	0.6
うめ	○ 2	2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.6	0.6
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 5	
その他の果実 ¹⁷	○ 0.4	0.4
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
ホップ	○ 5	

フロニカミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
羊の筋肉	○ 0.05	0.05
馬の筋肉	○ 0.05	0.05
山羊の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
羊の脂肪	○ 0.02	0.02
馬の脂肪	○ 0.02	0.02
山羊の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.08	0.08
羊の肝臓	○ 0.08	0.08
馬の肝臓	○ 0.08	0.08
山羊の肝臓	○ 0.08	0.08
牛の腎臓	○ 0.08	0.08
羊の腎臓	○ 0.08	0.08
馬の腎臓	○ 0.08	0.08
山羊の腎臓	○ 0.08	0.08
牛の食用部分	○ 0.08	0.08
羊の食用部分	○ 0.08	0.08
馬の食用部分	○ 0.08	0.08
山羊の食用部分	○ 0.08	0.08
乳	○ 0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.03	0.03
その他の家きんの卵	○ 0.03	0.03
トマトピューレー(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	○ 0.5	0.5
トマトペースト(トマト加工品の日本農林規格に規定するものに限る。)	● 2.0	2

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

10.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

12.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

14.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

17.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

23.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルセトスルフロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルセトスルフロンの一摂取許容量（ADI）を0.041mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月17日府食第793号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.8	妊婦	0.3	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.8										
妊婦	0.3										
高齢者（65歳以上）	0.4										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

フルセトスルフロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.05	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マンジプロパミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806012号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年7月17日府食第794号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定一日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>47.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.7</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	25.5	幼小児（1～6歳）	47.6	妊婦	19.0	高齢者（65歳以上）	27.7
	EDI/ADI(%)										
国民平均	25.5										
幼小児（1～6歳）	47.6										
妊婦	19.0										
高齢者（65歳以上）	27.7										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

マンジプロパミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.2	
小豆類	○ 0.1	
ばれいしよ	○ 0.02	
さといも類	○ 0.01	
かんしよ	○ 0.01	
やまいも	○ 0.01	
その他のいも類 ⁹	○ 0.01	
はくさい	○ 2	
キャベツ	○ 3	
芽キャベツ	○ 3	
ケール	○ 20	
こまつな	○ 20	
きょうな	○ 20	
チンゲンサイ	○ 20	
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
しゅんぎく	○ 20	
レタス	○ 20	
その他のきく科野菜 ¹¹	○ 20	
たまねぎ	○ 0.05	
ねぎ	○ 3	
にんにく	○ 0.05	
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 3	
パセリ	○ 20	
セロリ	○ 20	
トマト	○ 2	
ピーマン	○ 1.0	
なす	○ 1.0	
その他のなす科野菜 ¹⁴	○ 5.0	
きゅうり	○ 0.3	
かぼちや	○ 0.3	
しろり	○ 0.3	
すいか	○ 0.3	
メロン類果実	○ 0.3	
まくわり	○ 0.3	
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.3	
ほうれんそう	○ 20	
オクラ	○ 1.0	
しょうが	○ 0.01	
その他の野菜 ¹⁷	○ 20	
ぶどう	○ 2	
その他の果実 ²⁰	○ 1.0	
その他のハーブ ²⁴	○ 20	

9. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシリニック酸										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤（抗菌剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904001号、平成19年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オキシリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に再確認することとする。 （平成20年7月24日府食第812号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>24.4</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	23.5	幼小児（1～6歳）	33.8	妊婦	19.3	高齢者（65歳以上）	24.4
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	23.5										
幼小児（1～6歳）	33.8										
妊婦	19.3										
高齢者（65歳以上）	24.4										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

オキシリニック酸(殺菌剤/細菌性疾病に対する予防及び治療)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.3	0.5
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類	●	0.5
かんしよ	●	0.5
やまいも	●	0.5
こんにやくいも	○ 0.5	0.5
その他のいも類 ⁹	●	0.5
だいこん類の根	● 0.05	0.2
だいこん類の葉	○ 2	2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	2
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	● 0.2	2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 2	2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	●	2
レタス	● 0.7	2
その他のきく科野菜 ¹¹	●	2

オキシリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ	○ 2	2
にんにく	● 0.05	0.1
にら	●	2
アスパラガス	● 0.7	2
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ¹²	● 0.3	2
にんじん	○ 0.2	0.2
パースニップ	●	0.2
パセリ	○ 2	2
セロリ	● 1	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹³	●	2
ほうれんそう	●	2
たけのこ	●	0.2
しょうが	●	0.2
その他の野菜 ¹⁷	●	2
りんご	●	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
もも	○ 0.3	
ネクタリン	●	0.5
うめ	○ 20	
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
その他のスパイス ²³	●	2
その他のハーブ ²⁴	○ 2	2
牛の筋肉	● 0.1	1
豚の筋肉	● 0.02	1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	● 0.1	1
豚の肝臓	● 0.02	1
牛の腎臓	● 0.1	1
豚の腎臓	● 0.02	1
牛の食用部分	● 0.1	1
豚の食用部分	● 0.02	1

オキシリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	● 0.03	1
鶏の脂肪	○ 0.1	0.1
鶏の肝臓	● 0.04	1
鶏の腎臓	● 0.04	1
鶏の食用部分	● 0.06	1
鶏の卵	●	0.05
その他の家きん ²⁶ の卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.06	0.06
魚介類(その他の魚類 ²⁷ に限る。)	○ 0.05	0.03
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.03	0.03

1. ○:平成21年6月4日施行
●:平成21年12月4日施行

1.残留基準値(案)又は現行基準の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

17.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

26.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

27.「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1-ナフタレン酢酸										
評価品目の分類	農薬										
用途	植物成長調整剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	1-ナフタレン酢酸の一日摂取許容量（ADI）を0.15mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年7月24日府食第814号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.6	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	0.6	高齢者（65歳以上）	0.6
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.6										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	0.6										
高齢者（65歳以上）	0.6										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 20上)

1-ナフタレン酢酸(植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ⁷	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らつかせい	●	0.1
その他の豆類 ⁸	●	0.1
ばれいしよ	●	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類 ⁹	●	0.1
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類の根	●	0.1
だいこん類の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.1

1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 ¹⁴	●	0.1
きゅうり	●	0.1
かぼちや	●	0.1
しろり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁵	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ¹⁶	●	0.1
その他の野菜 ¹⁷	●	0.1
みかん	○ 0.5	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	○ 0.1	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	○ 0.1	0.1

1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	● 0.5	1
日本なし	● 0.3	1
西洋なし	● 0.3	1
マルメロ	● 0.3	1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう	○ 0.1	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ²⁰	○ 0.1	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²¹	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²²	●	0.1

1-ナフタレン酢酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ²³	○ 20	0.1
その他のハーブ ²⁴	●	0.1

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

8.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
16. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリフロキシストロビン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリフロキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年8月1日府食第840号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジクロメホン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキサジクロメホンの一日摂取許容量（ADI）を0.0091mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第905号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ゾキサミド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ゾキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.48mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月21日府食第906号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアゾピル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアゾピルの一日摂取許容量（ADI）を0.0072mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年8月29日府食第926号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタフルミゾン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年2月27日付け厚生労働省発食安第0227001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メタフルミゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.12mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年8月29日府食第927号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年6月26日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年9月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	6.4	幼小児（1～6歳）	8.0	妊婦	5.0	高齢者（65歳以上）	6.4
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	6.4										
幼小児（1～6歳）	8.0										
妊婦	5.0										
高齢者（65歳以上）	6.4										
施策の実効性確保措置	平成21年9月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

メタフルミゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値 ¹ （改正後） ppm	現行基準 （改正前） ppm
はくさい	10	
キャベツ	5	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセタミプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年2月12日付け厚生労働省発食安第0212003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセタミプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.071mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 ○参考：急性参照用量（ARfD）0.1mg/kg体重/日 （平成20年8月29日府食第928号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年12月9日 平成21年2月3日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリルフルアニド
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年6月5日付け厚生労働省発食安第0605010号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	トリルフルアニドの一日摂取許容量（ADI）を0.036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月4日府食第955号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロポキシカルバゾン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>プロポキシカルバゾンの一摂取許容量（ADI）を0.43mg/kg体重/日（プロポキシカルバゾンナトリウム塩として）と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成20年9月4日府食第956号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アセキノシル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤(殺ダニ剤)
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	アセキノシルの一日摂取許容量(ADI)を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年9月11日府食第984号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプチカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプチカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年9月11日府食第985号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキサジアゾン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキサジアゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0036mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年9月25日府食第1017号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルボキシシ
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305011号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カルボキシシの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年9月25日府食第1018号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ハロスルフロンメチル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ハロスルフロンメチルの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月15日府食第526号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブプロフェジン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブプロフェジンの一日摂取許容量 (ADI) を0.009mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年5月15日府食第527号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプチカルブ (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ピリプチカルブの一日摂取許容量 (A D I) を0.0088mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年9月11日府食第985号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テブフェノジド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305017号、平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>テブフェノジドの一日摂取許容量（ADI）を0.016mg/kg体重/日と設定する。</p> <p><評価書「総合評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>（平成19年11月8日府食第1106号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年3月31日付け厚生労働省発食安第0331002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シロマジンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月29日府食第1174号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI / ADI(%)	国民平均	24.1	幼小児（1～6歳）	38.9	妊婦	16.5	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI / ADI(%)										
国民平均	24.1										
幼小児（1～6歳）	38.9										
妊婦	16.5										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

シロマジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.3
そば	●	0.05
その他の穀類 ²	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	○ 3	1
えんどう	●	1
そら豆	○ 3	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	○ 3	1
ばれいしよ	○ 0.8	0.5
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.3
だいこん類の葉	●	0.3
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.05
クレソン	● 7.0	10
はくさい	●	3
キャベツ	○ 10	5
芽キャベツ	○ 10	5
ケール	○ 10	5
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 10	5
チンゲンサイ	● 3	5
カリフラワー	○ 10	5
ブロッコリー	○ 1	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 10	10
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	○ 3	0.5
チコリ	○ 7.0	4
エンダイブ	○ 7	7
しゅんぎく	○ 10	10
レタス	● 4	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 7	7

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	● 0.1	2
ねぎ	○ 3	2
にんにく	●	0.1
にら	●	0.02
アスパラガス	●	3
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ⁷	●	2
にんじん	●	1
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 7.0	5
セロリ	○ 5	5
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	○ 7.0	4
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 1	1
きゅうり	○ 2	0.2
かぼちや	○ 2	1
しろり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 0.5	0.2
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 1	1
ほうれんそう	○ 7	7
たけのこ	●	0.02
オクラ	○ 1	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	○ 7	5
しいたけ	● 1	5
その他のきのこ類 ¹¹	● 1	5
その他の野菜 ¹²	● 1	4
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず	●	0.05
すもも	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう	●	0.05
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハuckleベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.05
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.5	0.3
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実 ¹⁵	○ 1	0.02
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.08
なたね	●	0.05
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.05
その他のスパイス ¹⁸	○ 7.0	4
その他のハーブ ¹⁹	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.3	0.05
豚の筋肉	○ 0.3	0.05
羊の筋肉	○ 0.3	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ (羊を除く。)の筋肉	○ 0.3	0.1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.4	0.05
牛の肝臓	○ 0.3	0.05
豚の肝臓	○ 0.3	0.05
羊の肝臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.3	0.1
豚の腎臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.2
牛の食用部分	○ 0.3	0.05
豚の食用部分	○ 0.3	0.05
羊の食用部分	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	○ 0.3	0.1
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.1	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.08
鶏の腎臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.08
鶏の食用部分	○ 0.1	0.07
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.08
鶏の卵	○ 0.3	0.20
その他の家きんの卵	○ 0.3	0.2

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

参考

- ・シロマジンの羊の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分として1つの残留基準値としてまとめられる。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミベンコナゾール
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミベンコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.0098mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1243号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピラフルフェンエチル										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305020号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ピラフルフェンエチルの一日摂取許容量（ADI）を0.17mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1244号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI(%)	国民平均	0.2	幼小児（1～6歳）	0.5	妊婦	0.2	高齢者（65歳以上）	0.2
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	0.2										
幼小児（1～6歳）	0.5										
妊婦	0.2										
高齢者（65歳以上）	0.2										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

ピラフルフェンエチル(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
小麦	● 0.02	0.1
大麦	● 0.02	0.1
ライ麦	● 0.02	0.1
とうもろこし	● 0.02	0.1
そば	● 0.02	0.1
その他の穀類 ⁷	● 0.02	0.1
大豆	○ 0.05	0.01
ばれいしよ	● 0.05	0.1
さといも類	●	0.1
かんしよ	●	0.1
やまいも	●	0.1
こんにやくいも	● 0.05	0.1
その他のいも類 ⁹	●	0.1
だいこん類の根	● 0.02	0.1
だいこん類の葉	● 0.02	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.02	0.1
キャベツ	● 0.02	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス	●	0.1
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.1
ねぎ	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.1

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
しょうが	●	0.1
えだまめ	○ 0.05	0.01
その他の野菜 ¹⁷	●	0.1
みかん	● 0.02	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.02	0.1
レモン	● 0.02	0.1
オレンジ	● 0.02	0.1
グレープフルーツ	● 0.02	0.1
ライム	● 0.02	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	● 0.02	0.1
りんご	● 0.02	0.1
日本なし	● 0.02	0.1
西洋なし	● 0.02	0.1
マルメロ	● 0.02	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	● 0.02	0.1
あんず	● 0.02	0.1
すもも	● 0.02	0.1
うめ	● 0.02	0.1
おうとう	● 0.02	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	● 0.02	0.1
ブラックベリー	● 0.02	0.1
ブルーベリー	● 0.02	0.1
クランベリー	● 0.02	0.1
ハックルベリー	● 0.02	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	● 0.02	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	● 0.02	0.1

ピラフルフェンエチル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
バナナ	● 0.02	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	● 0.02	0.1
アボカド	● 0.02	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	● 0.02	0.1
マンゴー	● 0.02	0.1
パッションフルーツ	● 0.02	0.1
なつめやし	● 0.02	0.1
その他の果実 ²⁰	● 0.02	0.1
綿実	○ 0.05	0.04
ぎんなん	● 0.02	0.1
くり	● 0.02	0.1
ペカン	● 0.02	0.1
アーモンド	● 0.02	0.1
くるみ	● 0.02	0.1
その他のナッツ類 ²²	● 0.02	0.1
茶	○ 0.05	
その他のスパイス ²³	● 0.05	0.1
その他のハーブ ²⁴	●	0.1

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月28日付け厚生労働省発食安第0828001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>41.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>19.8</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI(%)	国民平均	21.6	幼小児（1～6歳）	41.2	妊婦	18.8	高齢者（65歳以上）	19.8
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	21.6										
幼小児（1～6歳）	41.2										
妊婦	18.8										
高齢者（65歳以上）	19.8										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

フルトラニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2.0	2.0
小麦	○ 2.0	2.0
大豆	● 0.5	1.0
小豆類	●	1
えんどう	●	1
そら豆	●	1
らつかせい	○ 0.5	0.5
その他の豆類 ⁸	●	1
ばれいしよ	● 0.2	0.5
こんにやくいも	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 1.0	1.0
キャベツ	○ 2.0	2.0
芽キャベツ	●	2.0
レタス	○ 3.0	3.0
その他のきく科野菜 ¹¹	○ 2.0	2.0
ねぎ	● 1	2.0
みつば	● 2	5.0
トマト	● 0.05	2.0
ピーマン	● 0.7	2.0
なす	● 0.05	2.0
きゅうり	● 0.05	2.0
ほうれんそう	○ 2.0	2.0
しょうが	● 1	2.0
えだまめ	○ 2.0	2.0
その他の野菜 ¹⁷	○ 1.0	
日本なし	● 2	5.0
西洋なし	● 2	5.0
いちご	● 3	5
その他のスパイス ²³	●	1
その他のハーブ ²⁴	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.1	0.08
豚の脂肪	○ 0.1	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.08
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
豚の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.1	0.1
豚の腎臓	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05

フルトラニル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ²⁶ の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
魚介類	○ 2	
米ぬか	○ 10	10
精米	○ 1	1

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

8.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

17.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24.「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

25.「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

26.「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インダノフェン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月13日付け厚生労働省発食安第0913008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	インダノフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.0035mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月10日府食第28号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	7.0	幼小児（1～6歳）	11.9	妊婦	5.5	高齢者（65歳以上）	7.0
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	7.0										
幼小児（1～6歳）	11.9										
妊婦	5.5										
高齢者（65歳以上）	7.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

インダノファン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.04	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、
一律基準(0.01ppm)が適用される。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルベンジアミド										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年11月9日付け厚生労働省発食安第1109009号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	フルベンジアミドの一日摂取許容量（ADI）を0.017mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年1月31日府食第109号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="595 1146 1422 1395"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>39.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>26.1</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	25.1	幼小児（1～6歳）	39.2	妊婦	22.2	高齢者（65歳以上）	26.1
	EDI/ADI(%)										
国民平均	25.1										
幼小児（1～6歳）	39.2										
妊婦	22.2										
高齢者（65歳以上）	26.1										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

フルベンジアミド(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	0.3
だいこん類の根	○ 0.03	0.03
だいこん類の葉	○ 10	10
はくさい	○ 5	5
キャベツ	○ 3	3
レタス	○ 15	15
ねぎ	○ 3	3
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 3	
なす	○ 1	
きゅうり	○ 0.7	
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	0.7
西洋なし	○ 1	0.7
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 1	
おうとう	○ 2	
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 2	
茶	○ 40	40

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305008号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.04mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月21日府食第188号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.4	幼小児（1～6歳）	10.9	妊婦	4.2	高齢者（65歳以上）	4.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.4										
幼小児（1～6歳）	10.9										
妊婦	4.2										
高齢者（65歳以上）	4.9										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小豆類	● 0.3	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らつかせい	●	0.5
その他の豆類 ³	●	0.5
トマト	●	0.1
なす	○ 0.5	0.5
きゅうり	● 0.3	0.5
かぼちや	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	○ 0.2	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	● 0.2	0.5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.7	1
りんご	● 0.5	2
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	● 0.2	0.5
びわ	○ 0.2	0.1
もも	● 0.05	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず	● 0.1	1
すもも	● 0.5	1
うめ	● 0.1	1
おうとう	○ 1	1
いちご	● 0.5	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	1
ぶどう	● 0.5	1
かき	●	0.5

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.3	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	● 0.5	1
綿実	○ 0.2	0.1
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.01	0.01
茶	● 10	15
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	1
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.05	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.05	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	
	(改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月6日付け厚生労働省発食安第0806006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量（ADI）を0.003mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月21日府食第189号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>13.9</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	14.1	幼小児（1～6歳）	22.2	妊婦	13.0	高齢者（65歳以上）	13.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	14.1										
幼小児（1～6歳）	22.2										
妊婦	13.0										
高齢者（65歳以上）	13.9										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

カフェンストール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.02	0.1
魚介類	○ 0.2	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、
一律基準(0.01ppm)が適用される。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第216号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI / ADI(%)	国民平均	12.3	幼小児（1～6歳）	20.9	妊婦	10.2	高齢者（65歳以上）	12.3
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	12.3										
幼小児（1～6歳）	20.9										
妊婦	10.2										
高齢者（65歳以上）	12.3										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

イプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2	2
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.1
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	● 0.03	0.1
おうとう	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ²⁰	●	0.1

イソプロチオラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²¹	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²²	●	0.1
その他のスパイス ²³	●	0.1
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	

1. ○:平成21年6月4日施行
●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

18.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

20.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロール										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年12月4日付け厚生労働省発食安第1204001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エチプロールの一日内摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第217号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.5</td> </tr> </tbody> </table>		EDI/ADI(%)	国民平均	11.5	幼小児（1～6歳）	24.5	妊婦	10.4	高齢者（65歳以上）	12.5
	EDI/ADI(%)										
国民平均	11.5										
幼小児（1～6歳）	24.5										
妊婦	10.4										
高齢者（65歳以上）	12.5										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

エチプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.2	0.2
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁷	●	0.02
大豆	○ 0.2	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁸	●	0.02
ばれいしよ	●	0.02
さといも類	●	0.02
かんしよ	●	0.02
やまいも	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類 ⁹	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.02
だいこん類の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹¹	●	0.02

エチプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹²	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹³	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ¹⁴	●	0.02
きゅうり	●	0.02
かぼちや	●	0.02
しろり	●	0.02
すいか	●	0.02
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹⁵	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	○ 0.5	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹⁶	●	0.02
その他の野菜 ¹⁷	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.02

エチプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	○ 1	0.5
日本なし	●	0.02
西洋なし	●	0.02
マルメロ	●	0.02
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.02
あんず	●	0.02
すもも	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハックルベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.02
バナナ	●	0.02
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.02
アボカド	●	0.02
パイナップル	●	0.02
グアバ	●	0.02
マンゴー	●	0.02
パッションフルーツ	●	0.02
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ²⁰	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ²¹	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ²²	●	0.02

エチプロール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
茶	○ 10	10
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ²³	●	0.02
その他のハーブ ²⁴	●	0.02
魚介類	○ 0.09	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

7.「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

8.「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

9.「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

10.「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11.「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12.「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13.「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

14.「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15.「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

16.「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

17.「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

18.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにはなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月28日府食第218号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>18.2</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	17.8	幼小児（1～6歳）	33.9	妊婦	15.0	高齢者（65歳以上）	18.2
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	17.8										
幼小児（1～6歳）	33.9										
妊婦	15.0										
高齢者（65歳以上）	18.2										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

クロチアニジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.7	0.7
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.1	0.02
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ⁴	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	○ 0.3	0.3
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らつかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類 ⁵	○ 0.3	0.3
ばれいしよ	○ 0.25	0.25
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.1	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
こんにやくいも	○ 0.05	0.02
その他のいも類 ⁶	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	○ 0.1	0.1
だいこん類の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	○ 0.02	0.02
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 0.2	0.02
はくさい	○ 0.3	0.1
キャベツ	○ 0.7	0.7
芽キャベツ	○ 0.3	0.02
ケール	○ 1	0.02
こまつな	○ 1	0.5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 0.3	0.02
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁷	○ 5	5
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	○ 2	2
チコリ	○ 2	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	○ 0.2	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜 ⁸	○ 2	2

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.02	0.02
にら	○ 15	15
アスパラガス	○ 0.7	0.7
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 2	2
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 2	2
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 0.02	0.02
その他のせり科野菜 ¹⁰	○ 2	2
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.05	0.02
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.05	0.02
その他のうり科野菜 ¹²	○ 2	2
ほうれんそう	○ 3	0.02
たけのこ	○ 2	2
オクラ	○ 1	1
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 2	2
マッシュルーム	○ 0.02	0.02
しいたけ	○ 0.02	0.02
その他のきのこ類 ¹³	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹⁴	○ 2	2
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ラズベリー	○ 0.2	0.02
ブラックベリー	○ 0.2	0.02
ブルーベリー	○ 0.2	0.1
クランベリー	○ 0.02	0.02
ハックルベリー	○ 0.2	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁶	○ 0.2	0.1
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 1	1
キウイ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.02	0.02
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 1	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
なつめやし	○ 0.02	0.02
その他の果実 ¹⁷	○ 4	4
ひまわりの種子	○ 0.02	0.02
ごまの種子	○ 0.02	0.02
べにばなの種子	○ 0.02	0.02
綿実	○ 0.1	0.02
なたね	○ 0.01	0.01
その他のオイルシード ¹⁸	○ 0.02	0.02
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	○ 0.02	0.02
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.05	0.04
カカオ豆	○ 0.02	0.02
ホップ	○ 0.1	0.02
みかんの果皮	○ 10	10
その他のスパイス ²⁰ (みかんの果皮を除く。)	○ 4	4
スペアミント	○ 0.3	0.3
ペパーミント	○ 0.3	0.3
その他のハーブ ²¹ (スペアミント及びペパーミントを除く。)	○ 5	5

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02

4. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

5. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

6. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

7. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
12. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
13. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
14. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
15. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
17. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
18. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
20. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
21. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセツト										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年9月25日付け厚生労働省発食安第0925002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	メフェナセツトの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第281号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年3月18日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>35.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>22.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	22.7	幼小児（1～6歳）	35.4	妊婦	21.1	高齢者（65歳以上）	22.3
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	22.7										
幼小児（1～6歳）	35.4										
妊婦	21.1										
高齢者（65歳以上）	22.3										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

メフェナセット(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.8	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、
一律基準(0.01ppm)が適用される。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゾピシクロン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305024号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベンゾピシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.034mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年3月13日府食第282号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.5	幼小児（1～6歳）	0.9	妊婦	0.4	高齢者（65歳以上）	0.5
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.5										
幼小児（1～6歳）	0.9										
妊婦	0.4										
高齢者（65歳以上）	0.5										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

ベンゾピシクロン(除草剤)

(継続19下)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.05	0.1

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジメトモルフ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年11月27日付け厚生労働省発食安第1127002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ジメトモルフの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第283号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>11.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	11.8	幼小児（1～6歳）	22.9	妊婦	9.0	高齢者（65歳以上）	11.3
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	11.8										
幼小児（1～6歳）	22.9										
妊婦	9.0										
高齢者（65歳以上）	11.3										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

ジメトモルフ(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	○ 0.3	0.3
ばれいしよ	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 2.0	2.0
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 2.0	2.0
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 20	20
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 20	20
カリフラワー	○ 2.0	2.0
ブロッコリー	● 1	2.0
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	● 0.02	20
レタス	○ 10	10
たまねぎ	○ 2.0	2.0
ねぎ	○ 2	2
にんにく	○ 2.0	2.0
その他のゆり科野菜 ¹²	○ 2.0	2.0
トマト	○ 3	3
ピーマン	● 1	1.5
なす	● 1	1.5
その他のなす科野菜 ¹⁴	● 1	1.5
きゅうり	○ 0.7	0.7
かぼちや	○ 1	1
しろり	○ 0.5	0.5
すいか	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわり	○ 0.5	0.5
その他のうり科野菜 ¹⁵	○ 0.5	0.5
オクラ	○ 1	
えだまめ	○ 10	10
その他の野菜 ¹⁷	○ 10	
みかん	○ 0.5	
いちご	○ 0.05	
ぶどう	○ 5	5
パイナップル	○ 0.01	
その他の果実 ²⁰	● 1	1.5
ホップ	○ 80	60
その他のスパイス ²³	○ 15	1.5
その他のハーブ ²⁴	○ 20	20

ジメトモルフ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.01	0.01
豚の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	0.01
牛の肝臓	○ 0.01	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.01	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.01	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きん ²⁶ の筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	
干しぶどう	○ 5	

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

14. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

15. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

25. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

26. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンチアバリカルブイソプロピル										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年12月18日付け厚生労働省発食安第1218003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ベンチアバリカルブイソプロピルの一日摂取許容量（ADI）を0.069mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月13日府食第284号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="596 1182 1422 1431"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.0	幼小児（1～6歳）	6.9	妊婦	3.1	高齢者（65歳以上）	3.8
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.0										
幼小児（1～6歳）	6.9										
妊婦	3.1										
高齢者（65歳以上）	3.8										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

ベンチアバリカルブイソプロピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
大豆	○ 0.05	
ばれいしよ	○ 0.02	0.02
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 0.05	
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ	○ 0.7	
トマト	○ 2	1
なす	○ 2	
きゅうり	○ 0.5	0.5
メロン類果実	○ 0.05	
ぶどう	○ 2	2

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オリサストロビン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オリサストロビンの一日摂取許容量（ADI）を0.052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年3月27日府食第330号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="593 1146 1422 1395"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	2.0	幼小児（1～6歳）	3.4	妊婦	1.6	高齢者（65歳以上）	2.0
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	2.0										
幼小児（1～6歳）	3.4										
妊婦	1.6										
高齢者（65歳以上）	2.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

オリサストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 0.2	0.2
魚介類	○ 0.2	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ダイムロン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ダイムロンの一摂取許容量 (ADI) を0.3mg/kg体重/日と設定する。 (平成19年11月8日府食第1105号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カルプロパミド (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	カルプロパミドの一日摂取許容量 (ADI) を0.014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月13日府食第1222号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルトラニル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルトラニルの一日摂取許容量（ADI）を0.087mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年12月20日府食第1245号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エスプロカルブ (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	エスプロカルブの一日摂取許容量 (ADI) を0.01mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年1月17日府食第59号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カフェンストロール (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	カフェンストロールの一日摂取許容量 (A D I) を0.003mg/kg体重/日と設定する。 (平成20年2月21日府食第189号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メフェナセット (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	メフェナセットの一日摂取許容量 (ADI) を0.007/kg体重/日と設定する。 (平成20年3月13日府食第281号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミダクロプリド
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904005号、平成19年2月23日付け厚生労働省発食安第0223003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミダクロプリドの一日摂取許容量（ADI）を0.057mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年6月14日府食第596号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アミトラズの日摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年5月17日府食第482号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>74.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	30.1	幼小児（1～6歳）	74.9	妊婦	31.0	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI/ADI(%)										
国民平均	30.1										
幼小児（1～6歳）	74.9										
妊婦	31.0										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

別紙1

アミトラズ(殺虫剤/外部寄生虫用剤及びミツバチ寄生ダニの駆除)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	●	0.02
ばれいしよ	●	0.05
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類の根	●	0.05
だいこん類の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス	●	0.05
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.05

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05
トマト	○ 0.9	0.5
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり	○ 0.9	0.5
かぼちや	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	●	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ	○ 0.9	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.9	0.5

アミラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹		現行基準
	(改正後)		(改正前)
	ppm		ppm
りんご	○	0.9	0.5
日本なし	○	0.9	0.5
西洋なし	○	0.9	0.5
マルメロ	○	0.9	0.5
びわ	○	0.9	0.5
もも	○	0.9	0.5
ネクタリン	○	0.9	0.2
あんず	○	0.9	0.2
すもも	○	0.9	0.2
うめ	○	0.9	0.3
おうとう	○	0.9	0.5
いちご	●		0.2
ラズベリー	●		0.2
ブラックベリー	●		0.2
ブルーベリー	●		0.2
クランベリー	●		0.2
ハックルベリー	●		0.2
その他のベリー類果実 ¹⁴	●		0.2
ぶどう	●		0.05
かき	●		0.05
バナナ	●		0.05
キウイ	●		0.05
パパイヤ	●		0.2
アボカド	●		0.2
パイナップル	●		0.05
グアバ	●		0.2
マンゴー	●		0.2
パッションフルーツ	●		0.2
なつめやし	●		0.2
その他の果実 ¹⁵	●		0.2
ひまわりの種子	●		0.2
ごまの種子	●		0.05
べにばなの種子	●		0.2
綿実	○	0.9	0.5
なたね	●		0.2
その他のオイルシード ¹⁶	●		0.2
ぎんなん	●		0.2
くり	●		0.05
ペカン	●		0.2
アーモンド	●		0.2
くるみ	●		0.2
その他のナッツ類 ¹⁷	●		0.2

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
ホップ	●	40
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	0.5
その他のハーブ ¹⁹	●	0.05
牛の筋肉	○ 0.09	0.05
豚の筋肉	○ 0.09	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.2	0.1
豚の脂肪	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.4
牛の肝臓	○ 0.4	0.2
豚の肝臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.2
牛の腎臓	○ 0.4	0.2
豚の腎臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.2
牛の食用部分	○ 0.4	0.2
豚の食用部分	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.2
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²¹ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	●	0.04
その他の家きんの肝臓	●	0.04
鶏の腎臓	●	0.04
その他の家きんの腎臓	●	0.04
鶏の食用部分	●	0.04
その他の家きんの食用部分	●	0.04
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
はちみつ	○ 0.2	0.2
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.09	0.05

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ご種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆず皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルリドン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルリドンの一摂取許容量（ADI）を0.076mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月23日府食第801号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アメトリン										
評価品目の分類	農薬										
用途	除草剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305005号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アメトリンの一日摂取許容量（ADI）を0.072mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年9月13日府食第871号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年4月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="595 1227 1420 1473"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19上)

別紙

アトリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	● 0.05	0.3
さといも類	●	0.3
やまいも	●	0.3
さとうきび	● 0.05	0.2
すいか	●	0.4
メロン類果実	●	0.4
まくわうり	●	0.4
みかん	●	0.4
なつみかんの果実全体	●	0.4
レモン	●	0.4
オレンジ	●	0.4
グレープフルーツ	●	0.4
ライム	●	0.4
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.4
りんご	●	0.4
日本なし	●	0.4
西洋なし	●	0.4
マルメロ	●	0.4
びわ	●	0.4
もも	●	0.4
ネクタリン	●	0.4
あんず	●	0.4
すもも	●	0.4
うめ	●	0.4
おうとう	●	0.4
いちご	●	0.4
ラズベリー	●	0.4
ブラックベリー	●	0.4
ブルーベリー	●	0.4
クランベリー	●	0.4
ハックルベリー	●	0.4
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.4
ぶどう	●	0.4
かき	●	0.4
バナナ	●	0.4
キウイ	●	0.4
パパイヤ	●	0.4
アボカド	●	0.4
パイナップル	● 0.05	0.4
グアバ	●	0.4
マンゴー	●	0.4
パッションフルーツ	●	0.4
なつめやし	●	0.4
その他の果実 ²⁰	●	0.4

アトリン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
ひまわりの種子	●	0.4
ごまの種子	●	0.4
べにばなの種子	●	0.4
綿実	●	0.4
なたね	●	0.4
その他のオイルシード ²¹	●	0.4
ぎんなん	●	0.4
くり	●	0.4
ペカン	●	0.4
アーモンド	●	0.4
くるみ	●	0.4
その他のナッツ類 ²²	●	0.4
その他のスパイス ²³	●	0.4
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁵ の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05

18. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

25. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ピリプロキシフェン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年8月2日府食第749号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年10月29日付け厚生労働省発食安第1029002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロルピリホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	クロルピリホスの一日摂取許容量（ADI）を0.001mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月22日府食第304号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アズキシストロビン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	アズキシストロビンの一日摂取許容量 (A D I) を0.18mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年12月21日府食第1030号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	馬の胃潰瘍の治療、胃潰瘍の再発率の低下及び胃潰瘍の悪化の軽減
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年3月11日付け19消安第14362号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤（ガストロガード）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年12月18日府食第1364号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年11月6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成20年2月1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成20年2月5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成20年2月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年3月18日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年3月24日、薬事食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年3月27日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オメプラゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	胃酸分泌阻害薬
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311014号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オメプラゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.007mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年12月18日府食第1365号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年1月7日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	<p>（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	・平成21年1月7日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イミドカルブ
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月19日付け厚生労働省発食安第0319003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	イミドカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1362号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフキノム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218009号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフキノムの一摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年12月18日府食第1361号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	適応症は牛の肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、本製剤は薬剤耐性菌を介した影響についても考慮する必要がある、これについては検討中である。</p> <p>（平成20年12月18日府食第1363号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏脳脊髄炎及び鶏痘の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年1月22日府食第77号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	<p>(施策の概要) 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし</p>
施策の実効性確保措置	・平成21年4月13日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。 併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏脳脊髄炎及び鶏痘の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年9月12日付け20消安第6123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン（ノビリスAE+Pox）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年1月22日府食第77号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 5月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成20年 7月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年 5月15日、薬事法第14条第 1 項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏伝染性気管支炎（AK01株）生ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年1月22日府食第78号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	<p>（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。</p> <p>【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	・平成21年4月13日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。 併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年9月12日付け20消安第6123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎生ワクチン（アビテクトIB/AK）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成21年1月22日府食第78号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成20年 8月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年 9月 9日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年 4月30日、薬事法第14条第 1 項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細胞外液の補給及びアシドーシスの補正
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲル-V注射液）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年1月22日府食第79号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	・平成21年4月13日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細胞外液の補給及びアシドーシスの補正
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年9月12日付け20消安第6123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年1月22日府食第79号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 8月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成20年 8月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成21年 4月28日、薬事法第14条第 1 項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚パルボウイルスによる死流産の予防
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月12日付け厚生労働省発食安第0912003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン（パルボテック）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年1月29日府食第103号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月6日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	（施策の概要） 食品規格（残留基準）を設定しない。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	・平成21年4月13日、薬事法に基づく承認を与えない事由に該当しない旨を農林水産省に回答。 併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき規準を定めることについて特段の意見はない旨回答し、本剤が適切に使用されるよう監視指導を要請。
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン（パルボテック）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚パルボウイルスによる死流産の予防
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年9月12日付け20消安第6123号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	豚パルボウイルス（油性アジュバント加）不活化ワクチン（パルボテック）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年1月29日府食第103号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 8月 8日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用生物学的製剤調査会において審議 平成20年 8月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年 9月 9日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年 4月30日、薬事法第14条第 1 項に基づき承認 (施策の概要) 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タウリン（対象外物質）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	栄養補給及び中毒時の補助治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月22日付け厚生労働省発食安第0922002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	タウリンは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。 。（平成21年2月19日府食第167号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月23日、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質として規定 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	平成21年6月23日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ラフオキサニド
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112022号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ラフオキサニドの一日摂取許容量（ADI）を0.4 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月19日府食第168号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エプリノメクチン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	寄生虫駆除剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年3月11日付け厚生労働省発食安第0311013号、平成20年6月2日付け厚生労働省発食安第0602007号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エプリノメクチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に再確認することとする。 （平成21年2月26日府食第186号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.3	幼小児（1～6歳）	10.3	妊婦	4.3	高齢者（65歳以上）	4.2
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.3										
幼小児（1～6歳）	10.3										
妊婦	4.3										
高齢者（65歳以上）	4.2										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

別紙

エプリノメクチン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.25	0.25
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 2	2.00
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.3	2
牛の腎臓	○ 0.3	0.30
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.3	2
牛の食用に供される部分(筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。以下「食用部分」という。)	○ 2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.3	2
乳	○ 0.02	0.02

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックストピカル）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の内部寄生虫（オステルターグ胃虫、クーペリア、毛様線虫、ネマトジルス、虫鞭虫、虫鉤虫、牛肺虫）及び外部寄生虫（疥癬ダニ（食皮ヒゼンダニ）、シラミ、ハジラミ）の駆除
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年6月2日付け20消安第2469号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネックストピカル）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成21年2月26日府食第187号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 5月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成20年 6月 4日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成20年 7月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成20年 7月11日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成20年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告
施策の概要等	平成21年 7月 7日、薬事法第14条第 1 項に基づき承認 (施策の概要) 申請者の承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシベンダゾール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	寄生虫駆除剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年7月13日付け厚生労働省発食安第0713007号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	オキシベンダゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.03mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第212号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゾカイン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	鎮静・麻酔剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305034号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	<p>ベンゾカインは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</p> <p>(平成20年4月10日府食第384号)</p>										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	<p>平成20年12月25日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申</p>										
施策の概要等	<p>平成21年6月4日、食品規格に関する告示を公布</p> <p style="text-align: center;">公布日より適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMD I））」は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMD I (μg/人/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMD I (μg/人/日)	国民平均	4.0	幼小児（1～6歳）	1.9	妊婦	2.8	高齢者（65歳以上）	4.0
	TMD I (μg/人/日)										
国民平均	4.0										
幼小児（1～6歳）	1.9										
妊婦	2.8										
高齢者（65歳以上）	4.0										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

ベンゾカイン(鎮静・麻酔剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(その他の魚類 ²⁷ に限る。)	○ 0.05	0.05
魚介類(貝類に限る。)	○ 0.05	0.05

27. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット50注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎における解熱及び消炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年1月11日付け19消安第12021号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をする当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット50注射液）が、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年4月24日府食第449号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年7月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成18年8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	平成21年4月8日、農林水産大臣から申請者に対して再審査結果(薬事法第14条第2項各号のいずれにも該当しないことが確認されたこと。)を通知 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の泌乳期の乳房炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年2月12日付け19消安第12824号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造販売を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>本剤の主剤であるピルリマイシンのADI（0.008mg/kg体重/日）を見直す必要はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p>ただし、本剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>（平成20年5月8日府食第508号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成19年5月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成19年5月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成19年7月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成19年10月11日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議</p> <p>平成19年11月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議</p> <p>平成19年12月12日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成19年12月26日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バルネムリン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218012号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	バルネムリンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年5月22日府食第549号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年2月9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年4月28日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI (%)	国民平均	0.4	幼小児（1～6歳）	0.9	妊婦	0.5	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI / ADI (%)										
国民平均	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.9										
妊婦	0.5										
高齢者（65歳以上）	0.4										
施策の実効性確保措置	平成21年4月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

バルネムリン(抗生物質)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
豚の肝臓	0.5	0.05
豚の腎臓	0.1	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05

脚注

表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	リファキシミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年5月22日付け厚生労働省発食安第0522008号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	リファキシミンの一日摂取許容量（ADI）を0.00045mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年6月5日府食第617号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オキシリニック酸										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺菌剤（抗菌剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年9月4日付け厚生労働省発食安第0904001号、平成19年12月25日付け厚生労働省発食安第1225001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	オキシリニック酸の一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて、暫定基準値の見直しを行う際に再確認することとする。 （平成20年7月24日府食第812号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年4月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>24.4</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	23.5	幼小児（1～6歳）	33.8	妊婦	19.3	高齢者（65歳以上）	24.4
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	23.5										
幼小児（1～6歳）	33.8										
妊婦	19.3										
高齢者（65歳以上）	24.4										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

オキシリニック酸(殺菌剤/細菌性疾病に対する予防及び治療)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	● 0.3	0.5
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類	●	0.5
かんしよ	●	0.5
やまいも	●	0.5
こんにやくいも	○ 0.5	0.5
その他のいも類 ⁹	●	0.5
だいこん類の根	● 0.05	0.2
だいこん類の葉	○ 2	2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	2
はくさい	○ 2	2
キャベツ	○ 2	2
芽キャベツ	●	2
ケール	●	2
こまつな	●	2
きょうな	●	2
チンゲンサイ	○ 2	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	● 0.2	2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 2	2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	2
チコリ	●	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	●	2
レタス	● 0.7	2
その他のきく科野菜 ¹¹	●	2

オキシリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ	○ 2	2
にんにく	● 0.05	0.1
にら	●	2
アスパラガス	● 0.7	2
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ¹²	● 0.3	2
にんじん	○ 0.2	0.2
パースニップ	●	0.2
パセリ	○ 2	2
セロリ	● 1	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹³	●	2
ほうれんそう	●	2
たけのこ	●	0.2
しょうが	●	0.2
その他の野菜 ¹⁷	●	2
りんご	●	0.5
日本なし	● 0.3	0.5
西洋なし	● 0.3	0.5
マルメロ	●	0.5
もも	○ 0.3	
ネクタリン	●	0.5
うめ	○ 20	
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
その他のスパイス ²³	●	2
その他のハーブ ²⁴	○ 2	2
牛の筋肉	● 0.1	1
豚の筋肉	● 0.02	1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	● 0.1	1
豚の肝臓	● 0.02	1
牛の腎臓	● 0.1	1
豚の腎臓	● 0.02	1
牛の食用部分	● 0.1	1
豚の食用部分	● 0.02	1

オキシリニック酸(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	● 0.03	1
鶏の脂肪	○ 0.1	0.1
鶏の肝臓	● 0.04	1
鶏の腎臓	● 0.04	1
鶏の食用部分	● 0.06	1
鶏の卵	●	0.05
その他の家きん ²⁶ の卵	●	0.05
魚介類(さけ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	○ 0.1	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.06	0.06
魚介類(その他の魚類 ²⁷ に限る。)	○ 0.05	0.03
魚介類(甲殻類に限る。)	○ 0.03	0.03

1. ○:平成21年6月4日施行

●:平成21年12月4日施行

1. 残留基準値(案)又は現行基準の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

11. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

12. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

17. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

23. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

24. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

26. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

27. 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミロサマイシン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	抗菌剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年8月5日付け厚生労働省発食安第0805005号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718015号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	ミロサマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年8月7日府食第862号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大一日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI / ADI(%)	国民平均	1.2	幼小児（1～6歳）	3.1	妊婦	1.2	高齢者（65歳以上）	1.2
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	1.2										
幼小児（1～6歳）	3.1										
妊婦	1.2										
高齢者（65歳以上）	1.2										
	」（報告書抜粋）とされている。										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

別紙2

ミロサマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値 (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
豚の筋肉	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.04	0.04
鶏の脂肪	0.04	0.04
鶏の肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	0.04	0.04
はちみつ	0.05	0.05

脚注

表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイブラビン注100）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚マイコプラズマ肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年8月5日付け17消安第4663号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造（輸入）を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤（マイブラビン注100）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>ただし、本製剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については、今後別途検討されるべきである。</p> <p>（平成20年8月7日府食第864号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成16年7月28日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質調査会において審議</p> <p>平成17年2月14日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議</p> <p>平成17年3月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会にて審議</p> <p>平成17年3月10日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申</p> <p>平成17年3月17日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告</p>
施策の概要等	<p>平成21年8月5日、薬事法第14条第1項に基づき承認</p> <p>(施策の概要)</p> <p>申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続20上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913004号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日内摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年10月4日府食第973号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ネオマイゾン注射液及びバジット注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎、豚の胸膜肺炎
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	チアンフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年10月4日府食第972号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 4月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年 6月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については、未評価のため施策を講じる段階に至っていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シロマジン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成17年12月2日付け厚生労働省発食安第1202002号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718010号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	シロマジンの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成19年11月29日府食第1174号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>38.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI / ADI(%)	国民平均	24.1	幼小児（1～6歳）	38.9	妊婦	16.5	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI / ADI(%)										
国民平均	24.1										
幼小児（1～6歳）	38.9										
妊婦	16.5										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

シロマジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.3
そば	●	0.05
その他の穀類 ²	●	0.05
大豆	●	0.05
小豆類	○ 3	1
えんどう	●	1
そら豆	○ 3	0.05
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	○ 3	1
ばれいしよ	○ 0.8	0.5
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.02
だいこん類の根	●	0.3
だいこん類の葉	●	0.3
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	5
西洋わさび	●	0.05
クレソン	● 7.0	10
はくさい	●	3
キャベツ	○ 10	5
芽キャベツ	○ 10	5
ケール	○ 10	5
こまつな	○ 10	5
きょうな	○ 10	5
チンゲンサイ	● 3	5
カリフラワー	○ 10	5
ブロッコリー	○ 1	0.5
その他のあぶらな科野菜 ⁵	○ 10	10
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	○ 3	0.5
チコリ	○ 7.0	4
エンダイブ	○ 7	7
しゅんぎく	○ 10	10
レタス	● 4	5
その他のきく科野菜 ⁶	○ 7	7

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	● 0.1	2
ねぎ	○ 3	2
にんにく	●	0.1
にら	●	0.02
アスパラガス	●	3
わけぎ	●	2
その他のゆり科野菜 ⁷	●	2
にんじん	●	1
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 7.0	5
セロリ	○ 5	5
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	○ 7.0	4
トマト	○ 1	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	● 1	2
その他のなす科野菜 ⁹	○ 1	1
きゅうり	○ 2	0.2
かぼちや	○ 2	1
しろり	○ 1	1
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 0.5	0.2
まくわうり	● 0.5	1
その他のうり科野菜 ¹⁰	○ 1	1
ほうれんそう	○ 7	7
たけのこ	●	0.02
オクラ	○ 1	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	○ 7	5
しいたけ	● 1	5
その他のきのこ類 ¹¹	● 1	5
その他の野菜 ¹²	● 1	4
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実 ¹³	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず	●	0.05
すもも	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう	●	0.05
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハuckleベリー	●	0.05
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	0.05
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.05
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	○ 0.5	0.3
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実 ¹⁵	○ 1	0.02
ひまわりの種子	●	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.08
なたね	●	0.05
その他のオイルシード ¹⁶	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類 ¹⁷	●	0.05

シロマジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.05
その他のスパイス ¹⁸	○ 7.0	4
その他のハーブ ¹⁹	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.3	0.05
豚の筋肉	○ 0.3	0.05
羊の筋肉	○ 0.3	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ (羊を除く。)の筋肉	○ 0.3	0.1
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
羊の脂肪	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	○ 0.4	0.05
牛の肝臓	○ 0.3	0.05
豚の肝臓	○ 0.3	0.05
羊の肝臓	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	○ 0.3	0.1
牛の腎臓	○ 0.3	0.1
豚の腎臓	○ 0.3	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.3	0.2
牛の食用部分	○ 0.3	0.05
豚の食用部分	○ 0.3	0.05
羊の食用部分	○ 0.3	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	○ 0.3	0.1
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.1	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.08
鶏の腎臓	○ 0.1	0.07
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.08
鶏の食用部分	○ 0.1	0.07
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.08
鶏の卵	○ 0.3	0.20
その他の家きんの卵	○ 0.3	0.2

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペにはなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

参考

- ・シロマジンの羊の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の脂肪及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の肝臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓として1つの残留基準値としてまとめられる。
- ・シロマジンの羊の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分の残留基準値については、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分として1つの残留基準値としてまとめられる。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフォペラゾン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	乳牛における臨床型乳房炎の治療
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112016号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	セフォペラゾンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年12月20日府食第1242号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリチルリチン酸モノアンモニウム										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年4月20日付け厚生労働省発食安第0420001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年1月10日府食第20号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年2月9日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年4月28日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用 (施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1～6歳)</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> 」(報告書抜粋)とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	1.5	幼小児(1～6歳)	6.6	妊婦	1.9	高齢者(65歳以上)	1.5
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	1.5										
幼小児(1～6歳)	6.6										
妊婦	1.9										
高齢者(65歳以上)	1.5										
施策の実効性確保措置	平成21年4月28日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続19下)

別紙

グリチルリチン酸(乳房炎注入剤)

食品名	残留基準値 (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の筋肉	1	
牛の脂肪	1	
牛の肝臓	3	
牛の腎臓	4	
牛の食用部分	2	
乳	1	

脚注

表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストリチン）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の泌乳期乳房炎における炎症の改善
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年4月20日付け18消安第14995号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	グリチルリチン酸モノアンモニウムは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、動物用医薬品を由来とするグリチルリチン酸が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年1月10日府食第21号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成19年 1月30日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用一般医薬品調査会において審議 平成19年 3月 6日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年 3月23日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 3月30日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	平成21年 4月28日、薬事法第14条第1項に基づき承認 (施策の概要) 申請者からの承認申請書のとおり農林水産大臣が製造販売を承認 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロチオラン										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	牛の肝疾患用剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成19年8月21日付け厚生労働省発食安第0821001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	イソプロチオランの一日摂取許容量（ADI）を0.1mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年2月28日府食第216号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 4月21日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年 3月18日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年6月4日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については、平成21年12月4日から適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>20.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI/ADI(%)	国民平均	12.3	幼小児（1～6歳）	20.9	妊婦	10.2	高齢者（65歳以上）	12.3
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	12.3										
幼小児（1～6歳）	20.9										
妊婦	10.2										
高齢者（65歳以上）	12.3										
施策の実効性確保措置	平成21年6月4日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

イプロチオラン(殺菌剤/牛の肝疾患用剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米	○ 2	2
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ¹⁸	●	0.1
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	● 0.05	0.1
西洋なし	● 0.05	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	● 0.02	0.1
もも	● 0.02	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず	●	0.1
すもも	●	0.1
うめ	● 0.03	0.1
おうとう	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁹	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ²⁰	●	0.1

イソプロチオラン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ²¹	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ²²	●	0.1
その他のスパイス ²³	●	0.1
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.02
魚介類	○ 3	

1. ○:平成21年6月4日施行
●:平成21年12月4日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

18.「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

19.「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

20.「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

21.「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

22.「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

23.「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロチゾラム
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	動物の食欲不振の改善の補助的効果
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	プロチゾラムの一日摂取許容量（ADI）を0.013 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「一日摂取許容量（ADI）の設置について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成20年3月13日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19下)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコール
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	合成抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年9月13日付け厚生労働省発食安第0913007号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718021号、平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112020号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日内摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年8月30日府食第822号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月20日、平成20年8月7日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 平成20年10月10日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年10月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において審議 （平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定）
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年1月12日付け18消安第10556号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	フロルフェニコールの一日摂取許容量（ADI）を0.01mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月30日府食第824号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年10月18日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質製剤調査会において審議 平成18年11月 1日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において報告
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 食品規格（残留基準）の設定に関して検討中のため、薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。食品規格の設定に関しては厚生労働省において、薬剤耐性菌を介した影響は食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エチプロストントロメタミン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	黄体を退行させ発情を同期化、子宮収縮作用による分娩誘発
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年10月16日付け厚生労働省発食安第1016001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	エチプロストントロメタミンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ＜評価書「食品健康影響評価について」抄＞ 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第535号) (一部改正：平成21年1月15日府食第43号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月3日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年7月28日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アミトラズ										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤（殺ダニ剤）										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成18年11月6日付け厚生労働省発食安第1106001号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	アミトラズの一摂取許容量（ADI）を0.0025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「総合評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月17日府食第482号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年12月24日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。 。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>30.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>74.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>31.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>27.5</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		EDI/ADI(%)	国民平均	30.1	幼小児（1～6歳）	74.9	妊婦	31.0	高齢者（65歳以上）	27.5
	EDI/ADI(%)										
国民平均	30.1										
幼小児（1～6歳）	74.9										
妊婦	31.0										
高齢者（65歳以上）	27.5										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

別紙1

アミトラズ(殺虫剤/外部寄生虫用剤及びミツバチ寄生ダニの駆除)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.05
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らつかせい	●	0.05
その他の豆類 ³	●	0.02
ばれいしよ	●	0.05
さといも類	●	0.05
かんしよ	●	0.05
やまいも	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類 ⁴	●	0.05
てんさい	●	0.05
だいこん類の根	●	0.05
だいこん類の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.05
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜 ⁵	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス	●	0.05
その他のきく科野菜 ⁶	●	0.05

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.05
ねぎ	●	0.05
にんにく	●	0.05
にら	●	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜 ⁷	●	0.05
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜 ⁸	●	0.05
トマト	○ 0.9	0.5
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ⁹	●	0.05
きゅうり	○ 0.9	0.5
かぼちや	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹⁰	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類 ¹¹	●	0.05
その他の野菜 ¹²	●	0.05
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.5
レモン	○ 0.5	0.5
オレンジ	○ 0.9	0.5
グレープフルーツ	○ 0.5	0.5
ライム	○ 0.5	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹³	○ 0.9	0.5

アミラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹		現行基準
	(改正後)		(改正前)
	ppm		ppm
りんご	○	0.9	0.5
日本なし	○	0.9	0.5
西洋なし	○	0.9	0.5
マルメロ	○	0.9	0.5
びわ	○	0.9	0.5
もも	○	0.9	0.5
ネクタリン	○	0.9	0.2
あんず	○	0.9	0.2
すもも	○	0.9	0.2
うめ	○	0.9	0.3
おうとう	○	0.9	0.5
いちご	●		0.2
ラズベリー	●		0.2
ブラックベリー	●		0.2
ブルーベリー	●		0.2
クランベリー	●		0.2
ハックルベリー	●		0.2
その他のベリー類果実 ¹⁴	●		0.2
ぶどう	●		0.05
かき	●		0.05
バナナ	●		0.05
キウイ	●		0.05
パパイヤ	●		0.2
アボカド	●		0.2
パイナップル	●		0.05
グアバ	●		0.2
マンゴー	●		0.2
パッションフルーツ	●		0.2
なつめやし	●		0.2
その他の果実 ¹⁵	●		0.2
ひまわりの種子	●		0.2
ごまの種子	●		0.05
べにばなの種子	●		0.2
綿実	○	0.9	0.5
なたね	●		0.2
その他のオイルシード ¹⁶	●		0.2
ぎんなん	●		0.2
くり	●		0.05
ペカン	●		0.2
アーモンド	●		0.2
くるみ	●		0.2
その他のナッツ類 ¹⁷	●		0.2

アミトラズ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
茶	●	0.1
ホップ	●	40
その他のスパイス ¹⁸	○ 5	0.5
その他のハーブ ¹⁹	●	0.05
牛の筋肉	○ 0.09	0.05
豚の筋肉	○ 0.09	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.2	0.1
牛の脂肪	○ 0.2	0.1
豚の脂肪	○ 0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.2	0.4
牛の肝臓	○ 0.4	0.2
豚の肝臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.4	0.2
牛の腎臓	○ 0.4	0.2
豚の腎臓	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.4	0.2
牛の食用部分	○ 0.4	0.2
豚の食用部分	○ 0.4	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	0.2
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²¹ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	○	0.01
その他の家きんの脂肪	○	0.01
鶏の肝臓	●	0.04
その他の家きんの肝臓	●	0.04
鶏の腎臓	●	0.04
その他の家きんの腎臓	●	0.04
鶏の食用部分	●	0.04
その他の家きんの食用部分	●	0.04
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
はちみつ	○ 0.2	0.2
綿実油(食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	○ 0.09	0.05

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行
残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
4. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
5. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
7. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
9. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
11. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

14. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

16. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

19. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の細菌性肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成18年11月6日付け18消安第8073号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての輸入を承認するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	マルボフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0032mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成19年8月9日府食第768号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年 4月 5日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 7月13日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用抗菌性物質医薬品調査会において審議 平成18年 8月 9日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成18年 8月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成18年 9月13日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申 平成18年 9月22日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年 8月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品残留問題調査会において審議 平成19年 9月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議 平成19年10月 3日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会に報告 平成19年10月24日、薬事・食品衛生審議会から農林水産大臣に答申
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カナマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	カナマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成19年5月31日府食第536号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続19上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	パロモマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年1月12日付け厚生労働省発食安第0112019号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	パロモマイシンの一日摂取許容量（ADI）を0.025mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第537号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19 上)

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンジルペニシリン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	抗生物質
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年2月5日付け厚生労働省発食安第0205012号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	一日摂取量を30 μ g/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ぼさないと判断するとした評価を変更する必要はないと考えられる。なお、ベンジルペニシリンの摂取を実行上可能な限り少なくすることが望ましいとする付記については、引き続き留意されるべきであることを申し添える。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 (平成19年5月31日府食第538号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、他のペニシリン類の評価状況を注視しつつ残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成17年4月11日付け17消安第66号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、0.05mg/kg体重/日のADIを見直す必要性はないと考えられる。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 (平成19年1月18日府食第00058号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年 9月16日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成16年11月10日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エトキサゾール										
評価品目の分類	動物用医薬品										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805006号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	エトキサゾールの一日摂取許容量を0.04mg/kg体重/日と設定する。 (平成18年5月18日府食第400号)										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年11月21日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣へ答申										
施策の概要等	<p>平成21年5月8日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成21年11月8日から適用。</p> <p>(施策の概要) 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する本剤の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		TMDI / ADI(%)	国民平均	4.4	幼小児（1～6歳）	10.9	妊婦	4.2	高齢者（65歳以上）	4.9
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	4.4										
幼小児（1～6歳）	10.9										
妊婦	4.2										
高齢者（65歳以上）	4.9										
施策の実効性確保措置	平成21年5月8日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

エトキサゾール(殺虫・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
小豆類	● 0.3	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らつかせい	●	0.5
その他の豆類 ³	●	0.5
トマト	●	0.1
なす	○ 0.5	0.5
きゅうり	● 0.3	0.5
かぼちや	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.1
まくわうり	○ 0.2	0.1
その他のうり科野菜 ¹⁰	● 0.2	0.5
みかん	● 0.5	1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	● 0.7	1
オレンジ	● 0.7	1
グレープフルーツ	● 0.7	1
ライム	● 0.7	1
その他のかんきつ類果実 ¹³	● 0.7	1
りんご	● 0.5	2
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	● 0.2	0.5
びわ	○ 0.2	0.1
もも	● 0.05	0.1
ネクタリン	○ 0.5	0.5
あんず	● 0.1	1
すもも	● 0.5	1
うめ	● 0.1	1
おうとう	○ 1	1
いちご	● 0.5	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実 ¹⁴	●	1
ぶどう	● 0.5	1
かき	●	0.5

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.3	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実 ¹⁵	● 0.5	1
綿実	○ 0.2	0.1
くり	○ 0.01	0.01
ペカン	○ 0.01	0.01
アーモンド	○ 0.01	0.01
くるみ	○ 0.01	0.01
その他のナッツ類 ¹⁷	○ 0.01	0.01
茶	● 10	15
ホップ	○ 15	15
その他のスパイス ¹⁸	○ 10	1
牛の筋肉	○ 0.05	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²⁰ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.01
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	0.01
牛の腎臓	○ 0.05	0.01
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	0.01
牛の食用部分	○ 0.05	0.01
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	0.01
乳	○ 0.01	0.01

エトキサゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²¹ の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

1. ○：平成21年5月8日施行
●：平成21年11月8日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

3. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

10. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

13. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

15. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

17. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

18. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

20. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

21. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体（バイトリル原体）、鶏の呼吸器性マイコプラズマ病及び大腸菌症（バイトリル10%液）、牛の肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%HV）、牛の肺炎、大腸菌性下痢症、豚の胸膜肺炎及び大腸菌性下痢症（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	エンロフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.002mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 （平成18年5月18日府食第401号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会において審議
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の呼吸器性マイコプラズマ病、大腸菌症の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>オフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価について」抄></p> <p>なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。</p> <p>（平成17年11月24日府食第1141号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成14年10月15日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議</p> <p>平成14年11月21日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告</p>
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	<p>再審査終了後、5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。</p>

(継続)

【動物用医薬品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）及び豚の飲水添加剤（ベテキノロン可溶散25%）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	製造用原体及び豚の細菌性肺炎の治療
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成16年10月29日付け16消安第5870号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての再審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	ジフロキサシンの一日摂取許容量（ADI）を0.0013mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。 <評価書「再審査に係る食品健康影響評価について」抄> なお、本剤はキノロン系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである。 （平成17年7月14日府食第692号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成15年10月29日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会動物用医薬品再評価調査会において審議 平成15年11月27日、薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会に報告
施策の概要等	<p style="text-align: center;">(施策の概要)</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p> <p>薬剤耐性菌を介した影響については未評価のため施策を講じる段階にいたっていない。これについては、引き続き食品安全委員会において検討するとされており、当該結果を踏まえて施策を実施する予定である。</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	再審査終了後5年が経過した時点で学術文献データベースを用いた検索により、動物用医薬品の品質、有効性、安全性について問題となる情報があるかどうか調査する（定期的再評価スクリーニング）。また、原薬を除く全ての動物用医薬品について、常時、一定の範囲の学術雑誌等の情報についての調査を実施している（臨時再評価スクリーニング）。これらの調査により問題となる可能性のある情報が認められた場合には、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて再評価を行う必要がある成分として指定し、再評価を行う。

(継続 17上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゼン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ベンゼンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$18\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを$2.5\times 10^{-2}/(\text{mg}/\text{kg}$体重/日)とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のベンゼンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$18\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$45\mu\text{g}/\text{L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル*に相当する濃度は$10\mu\text{g}/\text{L}$となる。</p> <p>*WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1188号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>1,2-ジクロロエタンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を37.5μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを6.3×10^{-2}（mg/kg体重/日）とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄> [参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の1,2-ジクロロエタンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の37.5μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は93.8μg/Lとなる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は4μg/Lとなる。</p> <p>[§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1189号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	臭素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$11\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを2.8×10^{-2}/（mg/kg体重/日）とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関してのリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の臭素酸の管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$11\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$27.5\mu\text{g}/\text{L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[‡]に相当する濃度は$9\mu\text{g}/\text{L}$となる。</p> <p>[‡]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1190号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを8.3×10^{-5}（mg/kg体重/日）とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄> [参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のトリクロロエチレンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の1.46 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を50%[‡]とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は18.3 μg/Lとなる。一方、上記の発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は30 μg/Lとなる。</p> <p>[‡]医薬品や末端商品中のトリクロロエチレンの使用が中止され、それらによる曝露が減少したため、飲料水の寄与率を50%と仮定（WHO第3版1次追補参照）。</p> <p>[§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1191号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ジクロロメタンの耐容一日摂取量を$6\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水道法水質基準値の100%である濃度$0.02\text{mg}/\text{L}$の水を体重53.3^{\S}kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、$0.75\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日と考えられる。この値は、$\text{TDI } 6\mu\text{g}/\text{kg}$体重/日の8分の1である。</p> <p>[§]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重）</p> <p>（平成20年11月6日府食第1192号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テトラクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を14μg/kg体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水道法水質基準値の100%である濃度0.01mg/Lの水を体重53.3[‡]kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.4μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD14μg/kg体重/日の35分の1である。</p> <p>[‡]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重）</p> <p>（平成20年11月6日府食第1193号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルエン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>トルエンの耐容一日摂取量を$149 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水道管理目標値の10%である濃度$0.02\text{mg}/\text{L}$の水を体重53.3^*kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、$0.75 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日と考えられる。この値は、TD$149 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日の約200分の1である。</p> <p>*国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重）</p> <p>（平成20年11月6日府食第1194号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	銅（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。</p> <p>なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。</p> <p>。（平成20年4月17日府食第423号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルムアルデヒド（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月17日府食第424号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチル-t-ブチルエーテル (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	メチル-t-ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1,1-トリクロロエタン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1,1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第426号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1,2-トリクロロエタン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1,2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第427号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	亜塩素酸の耐容一日摂取量を $29\mu\text{g}/\text{体重}/\text{日}$ （亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第672号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二酸化塩素 (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	二酸化塩素の耐容一日摂取量を29 μ g/体重/日 (亜塩素酸イオンとして) とする。 (平成20年6月19日府食第673号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とする。</p> <p><評価書「まとめ及び今後の課題」抄></p> <p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。</p> <p>カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週よりも低いレベルにある。</p> <p>したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。</p> <p>今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。</p> <p>（平成20年9月25日府食第1016号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素 (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を $0.71 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,4-ジオキサン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,1-ジクロロエチレン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和)の耐容一日摂取量を17 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第276号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸 (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を $2.7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール (清涼飲料水)
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年7月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針について審議。今後、当該方針に基づき、規格基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について
評価品目の分類	かび毒
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月3日付け厚生労働省発食安第0903001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	食品の規格として、総アフラトキシンの基準の設定に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>参照に挙げた資料を用いて総アフラトキシンの食品健康影響評価を実施した。</p> <p>経口投与されたA F B 1は生体内で水酸化体に代謝され、A F M 1、A F P 1、A F Q 1として、または抱合体に転換されて尿中または糞中に排泄される。哺乳動物では、乳中にもA F M 1などが排泄される。また、A F B 1はC Y P分子種により反応性の高い化合物であるA F B 1-8、9-エポキシドに変換され、DNA付加体が形成される。この付加体またはその代謝物が変異を引き起こして細胞を造腫瘍性にすることが示唆されている。A F B 1-8、9-エポキシドは主としてG S Tによる抱合化を受けて排泄される。</p> <p>A F B 1の遺伝毒性については、<i>in vitro</i>及び<i>in vivo</i>ともに広範な試験が実施されており、そのほとんどにおいて陽性の結果が得られている。</p> <p>A F B 1の実験動物を用いた試験では、ほとんどの動物種において肝臓が標的器官であり、肝細胞癌が最も多く認められた。その他に肺及び腎臓などにも腫瘍が観察された。A F B 1の肝発がん性に対する感受性には動物種間で大きなばらつきがみられ、ラットで最も感受性が高かった。一方、非発がん毒性については、実験動物において生殖パラメーターの異常、催奇形性、免疫毒性などが認められた。</p> <p>人における疫学調査のほとんどにおいてA F B 1暴露と肝細胞癌との相関が指摘されている。これらの調査はアフラトキシンの暴露量が多く、かつ、H B Vの罹患率が高い地域で実施されており、H B V感染はリスク因子であることが示唆されている。</p> <p>A F B 1以外のアフラトキシンについては、A F G 1ではヒト肝ミクロソームにより代謝活性化されてDNA付加体が形成され、遺伝毒性も認められた。代謝活性化の割合はA F B 1の1/3～1/2であった。雌雄ラットで肝細胞癌が、雄ラットで腎細胞腫瘍が誘発された。A F B 2とA F G 2に関するデータは限られている。A F B 2は、げっ歯類の細胞を用いた遺伝毒性試験では陽性結果が得られた。発がん性についてはラットの一試験で肝細胞癌が認められた。また、ラット体内でA F B 1に転換され、肝臓で代謝活性化を受けてDNA付加体が形成されるとの報告がある。A F G 2では、遺伝毒性試験の一部で陽性結果が得られたが、ヒト培養細胞を用いた系では陰性であった。哺乳動物を用いた発がん性試験は実施されていないが、ニジマスを用いた試験で発がん性は認められなかった。</p> <p>I A R Cでは、実験動物における発がん性について、A F B 1及びA F G 1は十分な証拠がある、A F B 2は限定的な証拠がある、A F G 2は証拠が不十分であるとしている。また、A F B 1及び自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトにおいて発がん性を示す十分な証拠があるとしており、総合評価として、自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトに対して発がん性がある物質（グループ1）と分類している。</p> <p>なお、評価の参考に供した2008年のJ E C F Aの報告書の後に公表された関連文献についても調査を行ったが、これらの評価結果に変更を加えるべき根拠となる知見は確認されなかった。</p> <p>上記のことから、総アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、発がんリスクによる評価が適切であると判断された。一方、非発がん影響に関しては、T D I（耐容一日摂取量）を設定するための定量的評価に適用できる報告はなく、非発がん性を指標としたT D Iを求めることは困難と判断された。</p>

発がんリスクについては、人の疫学調査の結果から、体重1kgあたり1ng/日の用量で生涯にわたりAFB1に経口暴露した時の肝臓癌が生じるリスクとして、HBsAg陽性者では0.3人/10万人/年（不確実性の範囲0.05～0.5人/10万人/年）、HBsAg陰性者では0.01人/10万人/年（不確実性の範囲0.002～0.03人/10万人/年）となった。なお、このリスク計算結果には、使用された中国の疫学調査結果が極めて高い暴露量によるものであると共に、低用量暴露群でも約10%という高い発がん率を示すものであったことや、HBsAg陽性率が高い集団でアフラトキシン暴露量の情報も極めて限られた調査に基づいて用いられたという不確実性を含んでいることに留意すべきである。

2004年～2006年に実施された汚染実態調査結果からアフラトキシンが含有されると思われる11品目を対象に確率論的手法を用いて暴露量の推定を行った結果では、AFB1に対して10μg/kgを検出限界として規制をしている現状においては、AFB1で4又は10μg/kg及び総アフラトキシンで8、15又は20μg/kgの基準値を設定したとしても、AFB1一日推定暴露量はほとんど変わらなかった。よって、落花生及び木の実（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）について、総アフラトキシンの規格基準を設定することによる食品からの暴露量に大きな影響はなく、様々な条件を前提とし不確実性を含んでいる推計ではあるが、現状の発がんリスクに及ぼす影響もほとんどないものと推察された。しかしながら、アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするべきである。汚染実態調査の結果、BGグループの汚染率が近年高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえ適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。なお、アフラトキシンは自然汚染であり、BG比率が一定しないと予想されることから、総アフラトキシンとAFB1の両者について規制を行うことが望ましい。

また、食品からの総アフラトキシンの摂取を合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするために、落花生及び木の実以外の主要な食品についても、汚染実態及び国際的な基準設定の動向等を踏まえ、総アフラトキシンの規格基準の必要性について検討を行うことが望ましいと考える。

（平成21年3月19日府食第261号）

関係行政機関における施策の実施状況

<p>施策の検討経過</p>	<p>平成21年6月2日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。落花生及び木の実に対する総アフラトキシンの規格基準設定に当たり必要な管理リスク措置について検討中。</p>
<p>施策の概要等</p>	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>—</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>—</p>

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統とトウモロコシ1507系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種 既に安全性評価を経た旨の公表を行った次の2品種は除く ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種 ・トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とを掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年8月5日付け厚生労働省発食安第0805003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。 (平成20年10月23日府食第1139号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成20年12月18日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	HIS-No. 1株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年8月5日付け厚生労働省発食安第0805003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。</p> <p>したがって、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断した。</p> <p>(平成20年11月27日府食第1292号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	<p>平成20年12月1日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準第2D及びE第3款の適用については、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ILE-No. 1株を利用して生産されたL-イソロイシン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	添加物
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年8月5日付け厚生労働省発食安第0805003号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。</p> <p>したがって、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」による改めての評価は必要ないと判断した。</p> <p>(平成21年2月12日府食第146号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	<p>平成21年2月16日、申請者に対して通知。</p> <p>(施策の概要)</p> <p>食品、添加物等の規格基準第2Dの規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第5項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準第2D及びE第3款の適用については、申請があった食品添加物は組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなした。</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p> <p>特記事項なし。</p>
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (DP-356043-5) (食品)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食用
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年8月20日付け厚生労働省発食安第0820002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。 (平成21年2月26日府食第183号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	－
施策の概要等	平成21年4月30日、食品の規格基準に関する告示を公布。 (施策の概要) 食品、添加物等の規格基準第1A第2款の規程に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第3条第4項の規程に基づき、安全性審査の手続を経た旨を公表した。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査の手続を経た旨の公表を行った旨を通知し周知。
その他特記事項	－

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズDP-356043-5 (飼料)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成19年8月17日付け19消安第5570号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全上の問題は無いものと判断した。 (平成21年3月5日府食第210号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月31日、家畜に対する安全性について農業資材審議会飼料分科会にて審議 平成21年3月31日、農業資材審議会から答申
施策の概要等	平成21年6月8日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き (平成14年11月26日農林水産省告示第1780号) 第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 (施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ガイオ タガトース
評価品目の分類	新開発食品
用途	D-タガトースを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適した旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p>適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。</p> <p><評価書「5. その他」抄></p> <p>ヒト試験において、D-タガトースを摂取することによる血漿尿酸値及び血清尿酸値への影響を下表のとおりまとめた。</p> <p>(略)</p> <p>ヒト試験の結果について検討したところ、反復投与試験（引用文献⑫⑬⑭）においては血漿尿酸値が上昇することについて累積性は認められないが、2型糖尿病患者を対象とした一日摂取量単回摂取試験（引用文献⑮⑯）において、また、血漿尿酸値が正常値より高い者を対象とした本食品一日摂取目安量(7.5g/日)の2倍量単回摂取試験（引用文献㉔）において、本食品の摂取に伴い、血漿尿酸値が上昇後初期値に戻ることが確認されていない。</p> <p>食品安全委員会新開発食品専門調査会においては、このことについて、糖尿病患者や通風患者等の病態管理や情報提供の観点から、本食品の摂取による尿酸値の上昇に関して、注意喚起表示等他の特定保健用食品への対応との整合性を図りつつ、リスク管理機関である厚生労働省において適切な管理措置を行うべきと考える。講じられた管理措置については、専門調査会あてに報告されたい。</p> <p>なお、遺伝性果糖不耐症患者への対応としては、我が国における患者発生数が非常に少なく（平成14、15年度小児慢性特定疾患治療研究事業での登録者数は1人）、義務的な注意喚起をする必要性はないが、リスク管理機関としては、専門医、患者への適切な対応を検討されたい。</p> <p>(平成18年6月8日府食第464号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	本食品の摂取による尿酸値の上昇に関する注意喚起表示の検討をするよう、申請者に対して指導中。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	申請者に対して当該品の使用目的を確認したところ、平成18年7月にえぐみのマスクング作用を目的として清涼飲料水に添加することもある旨の回答を得たことから、食品加工の目的で食品に添加して利用する場合もあるため、食品衛生法第4条に基づき当該品は食品添加物に該当すると判断し、食品衛生法第10条に基づき申請者に対して食品添加物の指定の申請を行うよう、申請者に対して指導中。

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン
評価品目の分類	新開発食品
用途	カルシウム及びイソフラボンアグリコンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、骨の健康が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品。
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	<p><評価書「4. 安全性に係る審査結果」抄></p> <p>「オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン」については、別添「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」に基づき、次のとおり判断される。</p> <p>(1) 閉経前女性、閉経後女性及び男性が、日常の食生活に加えて、本食品をその摂取目安量の範囲で適切に摂取する限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。</p> <p>(2) 妊婦（妊娠の可能性のある方を含む）、胎児（妊婦が対象）、乳幼児、小児が、日常の食生活における大豆イソフラボンの摂取に加え、本食品を摂取することについて、安全性の観点から推奨できない、と判断される。</p> <p>以上の結果を踏まえ、特に大豆イソフラボンの安全性の観点から、本食品には、「妊婦、乳幼児、小児の方は摂取しない旨」、「他のイソフラボン含有サプリメントとの併用はしない旨」、「過剰摂取はしない旨」等の内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。</p> <p>(平成18年5月11日府食第373号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成18年11月14日、平成19年2月15日、平成20年11月17日、平成21年2月16日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第二調査会において審議 平成21年3月13日、平成21年6月26日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会において審議 平成21年7月8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年 8月27日、許可 (施策の概要) 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】 摂取をする上での注意事項として「妊娠中の方、授乳中の方、乳幼児及び小児は摂取しないでください。」、「イソフラボンを含む他のサプリメント等との併用はお控えください。」、「多量摂取により疾病を治癒するものではありません。一日の摂取目安量をお守りください。」と表示
施策の実効性確保措置	平成21年 8月27日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼。
その他特記事項	調査会における指摘により、特定の保健の目的を「歯を支えるハグキの健康」に変更

(継続 18上)

(継続)

【新開発食品】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ヒアロモイスチャーS
評価品目の分類	新開発食品
用途	ヒアルロン酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、肌の乾燥が気になる方に適した旨を特定の保健の目的とするカプセル形態の食品
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 <評価書「安全性に係る審査結果」抄> なお、既にヒアルロン酸に対する抗体を有するヒトが本食品を摂取した場合、急激なアレルギー反応をおこすとは考え難いが、個人差があることも考慮して、その旨、注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。 (平成16年10月14日府食第1035号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成16年11月10日、平成20年11月17日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価第二調査会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 平成20年12月9日 有効性が認められないこと等の理由により特定保健用食品の許可は行わないこととされた。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	－
その他特記事項	－

(継続 16 下)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タウリン（対象外物質）
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料の栄養成分及び有効成分の補給
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年9月22日付け厚生労働省発食安第0922002号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めるに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	タウリンは動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられる。 （平成21年2月19日府食第167号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年3月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月21日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	平成21年6月23日、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質に関する告示を公布。 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条第3項の規定により、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質として規定 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし。
施策の実効性確保措置	平成21年6月23日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タウリン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料の栄養成分及び有効成分の補給
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成20年3月25日付け厚生労働省発食安第0325018号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	タウリンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月26日府食第715号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年 7月30日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成20年 8月8日、薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	平成20年8月8日 薬事・食品衛生審議会から「タウリンについては残留基準の設定はできず、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして取り扱うことを検討することが妥当である」と答申されたことから、当該規定に定めることについて検討を行うこととした。

(継続 20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	タウリン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	飼料の栄養成分及び有効成分の補給
評価要請機関	農林水産省
評価要請日等	平成20年3月25日付け19消安第14242号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料添加物の基準及び規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	タウリンが飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成20年6月26日府食第715号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成20年6月11日、農業資材審議会飼料分科会において審議・答申 (飼料添加物として指定し、成分規格等を設定することは適当と認める。) 平成20年9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施
施策の概要等	平成21年6月23日、飼料添加物を定める件の一部を改正する件を告示するとともに、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を公布、施行。 (施策の概要) 飼料安全法第2条第3項に基づく飼料添加物として指定するとともに、同法第3条第1項に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正し、成分規格等を設定。 【リスク評価結果との関係】 特記事項なし
施策の実効性確保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、地方農政局等、飼料等関係団体あてに通知を発出し、省令の改正内容及び留意事項の周知を図った。 ・ 飼料添加物製造業者等を集めて説明会を実施した。
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【肥料・飼料等】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	コリスチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	抗菌剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成19年3月5日付け厚生労働省発食安第0305025号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第2項
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	コリスチンの一日摂取許容量（ADI）を0.004mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価について」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年1月24日府食第81号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、残留基準設定に必要な資料を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 19下)